# 令和5年度

障がい福祉サービス事業所等説明会及び 集団指導

# 障害福祉サービス事業所への周知事項について

- 1 要配慮者利用施設における 避難確保計画に基づく避難訓練の実施について
- 2 徳島県工賃向上計画(第5期)の策定について
- 3 令和6年4月以降の 新型コロナウイルス感染症への対応について

要配慮者利用施設における避難確保計画に基づく避難訓練の実施について

# I 避難確保計画について

## (1)避難確保計画とは

<u>津波や洪水・高潮・土砂災害の発生又は発生の恐れが生じた場合における円滑な避難の確保を目的に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、病院等)が作成する計画</u>

計画に 定める事項

- (①対象災害からの円滑な避難の確保 (情報伝達、避難対策、実施要員の確保)
- ②施設の整備 ③防災訓練 ④防災教育 ⑤自衛水防組織の業務※
  - (※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合
  - ※津波、土砂災害が対象となる場合は任意
- (2)作成義務者 以下の項目をともに満たす施設が対象
  - ①特定の区域内(※)に所在

特定の区域

津波災害警戒区域

土砂災害警戒区域

洪水浸水想定区域

高潮浸水想定区域

- ②市町村地域防災計画に「要配慮者利用施設」として記載
- (3) 計画提出先 市町村

今後新たに「要配慮者利用施設」として記載された場合は、速やかに計画を作成し、提出してください。

(4) 避難確保計画の作成状況

100%(R5.3.31現在)

# Ⅱ 避難訓練の実施、訓練結果の市町村への報告について

## (1)避難訓練の実施、訓練の市町村への報告

施設の管理者等は作成した避難確保計画に基づき①災害(洪水、土砂災害、高潮、津波)を想定した避難訓練を実施し、②避難訓練の結果を市町村へ

報告する義務があります。

(2) 令和4年度 避難訓練の実施状況 (R5.3.31時点)

津波:75.3% (739/982施設)

土砂災害:72.3% (222/307施設)

洪水:71.3%(1277/1790施設)

訓練は原則として年1回以上の頻度で実施する必要があります。

令和5年度の訓練結果について、まだ報告 できていない場合は、速やかに市町村防災担 当部局へ報告くださいますようお願いします。 訓練実施結果報告書(様式例)↩

実想	施施		名		
実想		$\Box$	p±.		
想(該	施		n:3:	年 月 日 時分から 時分まで€	
(該		場	所	a a	
エツ	当す	災 るロI fる。)	ニチ	□ 決水 □土砂災告 □高額 □津波 ↔ □ その他の災告 ( ) ↔	
訓練種類・内容・ (該当するロにチェックをする。) d			□ 図上訓練 → 「情報伝送訓練 → 「情報伝送訓練 → 」 立退 多趣報訓練 → □ 立退 多趣報訓練 →		
		= <del>f</del>	□ <u>事</u>		
		加口人	- 1	送業者(全員・一部) 名(うちパート・アルバイト 名 施設利用者(全員・一部) 名(うち通所者 名) ↔ その他訓練参加者: 施設利用者の家族 名↔ 地域の協力者 名↔ その他 名↔	s) ←
訓練	実別	责任	£者∈	NH 氏名4	
確	33	#	項	□ 遵難支援に要した人数	
	ı te	っても 課 題 第方法	Ŀ٠	į.	
訓練	12 8	作反	損者∈	駐 氏名↩	

# Ⅲ 「避難訓練実施の手引き」等について

県では避難訓練の実施を支援するため、手引き等を作成・公開しています。 避難訓練を計画・実施される際に御活用ください。

- ○要配慮者利用施設における洪水、土砂災害の避難訓練の手引き https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/5050539/
- ○津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設に係る 「避難確保計画(津波)の作成」及び「津波避難訓練の実施」について https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2019030800014/
- ○「洪水時等における要配慮者利用施設の避難に関する研修会」※R5.8月に美波町で実施した研修会の資料を掲載 https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/kasen/7236116/





要配慮者利用施設における 津波避難訓練 実施ガイドライン (第1版)

令和5年4月

徳島県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課事前復興室



## 【参考】関連施設等との連携により被害を免れた事例(秋田県五城目町 湖東老健)

- 令和5年7月15日からの秋田豪雨により、秋田県五城目町にある介護老人保健施設「湖東老健」では、近接する馬場目川が氾濫 し、床上浸水が発生したが、浸水が始まる前に入所者約80人を避難所(五城目第一中学校)や連携する関連施設等へ避難させ、 人的被害はなかった。
- 湖東老健では避難確保計画やBCPを作成しており、水害避難を想定した訓練を行っていたことが迅速な避難に繋がった。
- <u>市町村との連携や法人内のグループ施設、さらには他法人との社会福祉連携推進法人のネットワークを構築</u>できていたことが 車両や人手の素早い手配に繋がり、避難に有効であった。



時刻 (7/15)	五城目町・施設の対応状況
7:32	洪水警報
8:00	全町に避難指示を発令(町から施設に連絡) 通所者の受け入れ停止
10:00頃	入所者の避難開始
10:30	馬場目川氾濫警戒情報
12:00	馬場目川氾濫危険情報
12:30頃	避難所や関連施設などへ <mark>避難完了</mark>
15:40	馬場目川が中屋敷橋下流付近で氾濫
17:00	全町に <b>緊急安全確保</b> を発令



#### 湖東老健・佐藤直人事務長:

「今回、迅速に全員を避難させられたのは、避難にあたり他の法人からも移送の車を出してもらったり、避難を受け入れてもらったり、といった社会福祉連携推進法人のネットワークの構築も大きいと感じる。」

「こうした連携の構築や事前に避難確保計画を作成していたこと、訓練を実施していたことなどが迅速な避難に繋がったと要因と考えている!

40

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

令和3年

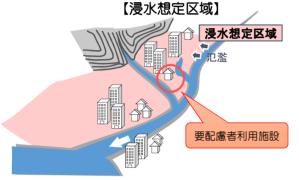
※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性 確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に 対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。 (令和3年7月16日改正法施行)



## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント(改正事項)

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、 市町村長への報告の義務化
- ③避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化

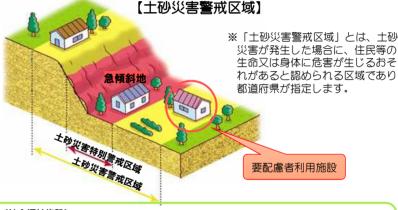


※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により 浸水が想定される区域であり、国または都道府県が 指定します。

## 要配慮者利用施設

とは・・・

社会福祉施設、学校、医療施設 その他の主として防災上の配慮 を要する方々が利用する施設で す。



#### (社会福祉施設)

- •老人福祉施設
- 有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に 供する施設
  - 身体障害者社会参加支援施設
- 障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- 福祉ホー/、

中等教育学校

- 保護施設
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- 児童自立生活援助事業の用に供する施設
- 放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- 子育て短期支援事業の用に供する施設
- 一時預かり事業の用に供する施設
- 児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター

#### (学校)

• 幼稚園

• 中学校

- 義務教育学校 • 特別支援学校 高等学校 • 小学校
  - 高等車門受校

  - ・専修学校(高等課程を置くもの)

#### (医療施設) 病院

- 診容所
- 助産所
- ※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者

## 利用施設のうち(津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち)、市町村地域防災計画 にその名称及び所在地が定められた施設です。



## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省の ホームページに掲載していますので、計画作成の参考と してください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれが あるとき、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために 必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等 の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の 方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを共 用スペースの掲示板などに掲載しておくことも有効です。

## 令和4年度工賃実績の報告について

対象事業所: A型、B型事業所

依頼時期: R6年4月上旬予定(メールにて依頼)

報告期限: R6年5月上旬予定

## 平均工賃月額の算定方法の見直し

○ 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

#### 【現行】

- O 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ) ÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額 に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

### 【見直し後】

#### 【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷(年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷ 12 月

上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
- イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出 前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

# 徳島県工賃向上計画(第5期)の策定について

障がい福祉課 社会参加・啓発担当



## 徳島県の工賃実績

令和4年度平均工賃(賃金)月額

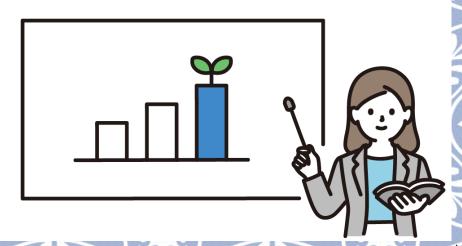
就労継続支援A型事業所77,311円

就労継続支援B型事業所22,361円 ←全国第1位



平均工賃が伸びた事業所の主な要因

- ・官公庁の年間を通した委託など安定した受注を獲得した
- ・農福連携で施設外就労を増やすなど受注を拡大した など



# 工賃向上計画とは

就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するよう支援するため、

厚生労働省の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」に基づき、

各自治体が策定する計画。

## 徳島県工賃向上計画

H19~ 工賃倍増5か年計画

H24~ 工賃向上計画(1期)

H27~ 工賃向上計画(2期)

H30~ 工賃向上計画(3期)

R 3~ 工賃向上計画(4期)

【県HP】https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/shogaifukushi/7207285

徳島県工賃向上計画 (第 4 期)

令和3年度~令和5年度

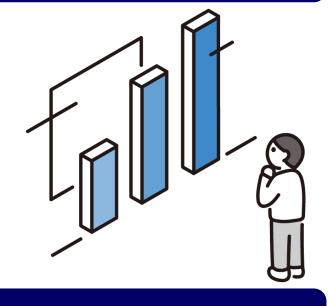


# 徳島県工賃向上計画(第5期) R6~8

各B事業所が作成した工賃向上計画やアンケートなどの資料をもとに、

- ・第4期までの取組検証
- ・第5期からの目標工賃、目標達成策などを掲載

R6~8年度3カ年の工賃向上の取組を支援する



# 徳島県工賃向上計画(第5期)策定スケジュール

- ・工賃向上計画アンケート ← (済)
- 各B型事業所が工賃向上計画作成 ← (依頼中)
- ・工賃向上検討委員会の中で計画策定を進め、R6年内めどに公表予定

## 令和5年度工賃実績の報告について

対象事業所: A型、B型事業所

依頼時期: R6年4月上旬予定(メールにて依頼)

報告期限: R6年5月上旬予定

## 平均工賃月額の算定方法の見直し

○ 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

【現行】

- O 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出
- ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額 に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷(年間延べ利用者数÷年間開所日数)÷ 12 月

※ 上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

- ア 前年度における工賃支払総額を算出
- イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出 前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当た りの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

## 令和6年4月以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

## 1. 概要

- ●令和5年10月から令和6年3月までの**移行期間が終了**。
- ●新型コロナ対応を組み込んだ新たな報酬体系による障がい福祉サービス提供体制へ完全に移行

#### 2. 変更点

	現行	令和6年4月以降
施設・事業 所からの報 告	○新規感染者が発生した場合、障がい福祉課へ メール又は電話で報告	○報告不要。ただし、新規感染者が10名以上発生した場合など感染症法に基づく保健所への報告が必要な場合は、保健所に加えて障がい福祉課にも報告。
検査キット の配布	○施設・事業所からの求めに応じ、 スクリーニング用の検査キットを提供	【公費支援は終了】 ○施設・事業所において <b>必要な量を備蓄</b> してもらう。
物資の提供	○施設・事業所からの求めに応じ、 感染症対策課から、マスク、ガウン、 フェイスシールドなど感染対策用物資を配布	【公費支援は終了】 〇施設・事業所において <u>必要な量を備蓄</u> してもらう。
感染指導	○施設・事業所から感染者が多数発生した場合 には、保健所と連携し、現地でゾーニングや 感染防護具の着脱指導などを実施	○継続
施設対策	<ul><li>○施設・事業所への行政検査の実施</li><li>○施設内療養等への支援</li></ul>	【公費支援は終了】 ○施設内療養に係るかかりまし経費への支援(サービス 継続支援事業)に代わり、令和6年度の報酬改定に 伴う新たな加算による対応

## 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上

#### ① 感染症発生時に備えた平時からの対応

#### <運営基準の見直し>

- 障害者支援施設等(障害者支援施設、グループホーム、(福祉型)障害児入所施設)について、新興感染症の発生時等に感染者の対応を行う協定締結医療機関(\*)と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることを努力義務化
- 協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変時等の対応等の取り決めを行う中で、新興感染 症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務化

#### <報酬による評価>

- 障害者支援施設等について、感染症発生時における施設内感染を防止する観点や感染者への医療提供を迅速に行う体制を平時から構築していく観点から、以下の①~③の要件を満たしている場合に評価。<u>(I)</u>
  - ① 新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する協定締結医療機関との連携体制を構築していること
  - ② 協力医療機関等と感染症発生時の対応を取り決めるとともに、軽症者等の施設において対応可能な感染者については、協力医療機関等との連携の上で施設において療養することが可能であること
  - ③ 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指 導を受けること
- 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けている場合に評価。(**II**)
- (\*)協定締結医療機関…令和4年12月に成立した感染症法等の改正により、都道 府県は、新興感染症等の対応を行う医療機関と協議を行い、 感染症に係る協定を締結することとしている。

#### 【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位/月 障害者支援施設等感染対策向上加算(II) 5単位/月

### ② 新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

- 新興感染症等の発生時に、施設内で感染した障害者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大時の施設等における生活 継続等の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行った場合に評価。
- ※ 対象の感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定

#### 【新設】

新興感染症等施設療養加算 240単位

# 新型コロナウイルス感染症に関する令和6 年4月以降の対応について

## 新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について

## 基本的な考え方

#### 新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について 1. 基本的な考え方(令和5年9月15日公表(一部更新))

- 令和5年3月の政府決定時点では、病床確保料等の特例措置については、5類移行後においても9月 末までを目途として継続し、感染拡大への対応や医療提供体制の状況等の検証の結果に基づき、必要な 見直しを行うこととしていた。
- 10月以降の見直しも踏まえた基本的な考え方は以下のとおり。

医療提供体制等

通常医療との両立を更に強化し、重点的・集中的な支援により、冬の感染拡大に 対応しつつ、通常の医療提供体制へ段階的に移行

感染拡大

R5.5/8 (5類移行)



感染拡大



<sup>検証</sup> R6.4/1

新たな体系に向けた取組の実施

取組の見直し・重点化

#### 新たな体系の実施

- ○幅広い医療機関による自律的な 通常の対応への移行
  - ・冬の感染拡大に先立ち、対応 医療機関の維持・拡大を促進 (外来の拡大、軽症等の入院患 者の受入)
- ○冬の感染拡大に備えた重点的・ 集中的な入院体制の確保等
  - 確保病床の重点化 (重症・中等症Ⅱ、感染拡大の 状況に応じた対応)
  - · 診療報酬特例、高齢者施設等 への支援見直し・継続
- 診療報酬 同時改定
  - ○通常の対応へ完全移行
    - 確保病床に依らない形 での体制
    - 新たな報酬体系 (恒常的な感染症対応へ の見直し)

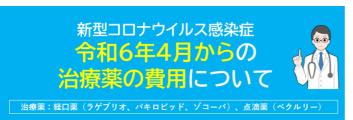
## 【基本的考え方】

特例的な財政支援は予定どおり本年3月末で終了し、確保病床によらない通常 の医療提供体制に移行

※新型コロナワクチンの特例臨時接種(無料)も予定どおり年度末で終了

ゲノムサーベイランス等による新型コロナ変異株の発生動向の監視は継続

## リーフレット(治療薬の費用について)



3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方	
9,000円	6,000円	3,000円	※各治療薬共通

#### 4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

医療保険において、毎月の窓口負担(治療薬の費用を含む)について高額療養費制度が 設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。
  ※ 高額磨養着制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(歴月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームベージをご覧ください。





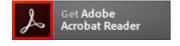
#### 詳細資料

| | 新型コロナウイルス感染症の令和 6 年 4 月以降の医療提供体制及び公費支援等について [425KB]

- 【参考】新型コロナウイルス感染症に関する特例措置について [648KB] 🔎 PDF
- | 新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の公費支援に関するリーフレットについて(周知)

[106KB] @

PDF <u>別紙 [359KB]</u> 口



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adob e Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてくださ い。

## 自治体・事業所等の取組

新型コロナウイルス感染症に関する自治体・事業所等の好事例を掲載しています。

## 自治体

#### <u>○神奈川県</u>

在宅で生活する障害者等の家族が新型コロナウイルス感染症で入院し、介護者が不在となった場合に、介護が必要な障害者等の一時保護を行うための施設を設置。一時保護が必要となる場合には、障害者等に迅速にP CR検査を実施し、検査結果に応じた専用の施設において、福祉的ケアやサービス提供を実施。

また、福祉施設で感染が発生した場合に、状況に応じて他の施設から応援職員の派遣等を行う事業を開始。

#### ○富山県

県内の医療機関や社会福祉施設等においてクラスターが発生した際に、感染拡大防止を図るとともに、適切な医療の提供に向けた支援を行うための初動対応体制を整備。

#### ○兵庫県

感染者の発生した障害福祉サービス事業所・施設等への応援職員派遣に協力する事業者を募集し、県内各市 町村や関係機関と連携し、地域における円滑な協力体制を構築。

#### <u>○神戸市</u>

介護が必要な障害者等の家族が感染により入院し、介護者が不在となった場合に一時的な受け入れ施設を設置し、生活の支援を実施。

#### ○東京都杉並区

家族が感染したことにより、生活支援が必要となった障害者等を受け入れるための宿泊施設を臨時で設置。 自宅以外での生活が困難な障害者等については、自宅での生活支援を実施。

#### ○愛媛県

社会福祉施設等で感染者が発生した際に備え、応援職員の派遣が可能な協力法人等の名簿を作成し、行政が連携して派遣調整を行う仕組み等を構築。

#### ○千葉県

障害者支援施設や障害児入所施設における感染防止と発生時の対応について周知を図るため、疫学や感染症 学等に関する専門知識を有する感染管理認定看護師を施設に派遣し、ゾーニングの実施方法や個人防護具の取 扱い等、感染防止に向けた助言指導等を実施。

(参考) 下記URLより、千葉県庁が開催した高齢者施設管理者向けの合同研修会の様子を御覧いただけます。 <a href="http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/koronakensyu/koronakensyu.html">http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/koronakensyu/koronakensyu.html</a>

障害者支援施設等でクラスターが発生した場合の応援職員の派遣や、家族等の支援者が入院で不在となり在 宅での生活が困難となった場合の短期入所での受け入れ等、感染発生に備えた支援体制を構築。

https://www.pref.chiba.lq.jp/shoji/corona/coronasientaisei.html

#### ○茨城県

県内の障害者福祉施設・高齢者施設向けに、事前の感染対策と感染発生時の具体的対応を定めた新型コロナウイルス感染対策マニュアルを策定。

#### ○石川県

障害者施設や高齢者施設等における感染予防を支援するため、石川県立看護大学協力のもと、感染症の基礎 知識や予防対策、施設で感染が確認された場合の対応等をまとめた動画を作成。

また、県内の障害者施設等からの感染防止の取組に対する疑問や不安に対応するための相談窓口を開設。

#### ○広島県

社会福祉施設等における感染症対策として、特定非営利活動法人ひろしま感染症ネットワークの監修のもと、入所施設における感染防止対策及び通所サービスに関する研修資料を動画として取りまとめた。

#### ○大阪府

社会福祉施設等の職員が感染して勤務が困難となり、単独法人だけでは対応できなくなった場合に備え、他法人から応援職員を迅速に派遣できるよう応援職員派遣体制を構築。

#### ○新潟県

障害者支援施設等において、複数の職員が新型コロナウイルス感染症に感染したこと等により職員の不足が 生じた場合に備え、職員派遣への協力施設をあらかじめ募り、感染時に応援職員を派遣する事業を実施。

#### ○秋田県

福祉施設内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、県内の福祉施設向けの専用相談窓口を開設。(8月3日から当面の間)

#### ○福島県

障害児者施設等において感染者が発生し、職員等の不足により施設等でのサービス提供の継続が困難になる場合を想定し、応援職員の派遣システムを構築。

#### ○香川県

障害者支援施設等で新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生し、業務の継続のための支援が必要な場合に備え、県内全ての障害者支援施設等による応援体制(香川県相互応援システム(K-SOS))を構築。

#### ○宮城県

県内の障害者福祉施設を対象とした新型コロナウイルス感染症防止対策窓口を設置。感染症防止対策の徹底 や発生時における拡大防止策、施設従事者に向けたマニュアルの策定等、感染管理に関する質問等に相談対

#### ○千葉県浦安市

市内の障害者などの要支援者かつ単身世帯のうち、自宅療養などで家族などの支援が受けられず、食料品などの調達が困難な方を対象に、浦安商工会議所などとの連携により、市職員や福祉事業者が食料品などを届けるほか、体調管理や相談支援を行う事業を実施。

## 事業所等

#### ○一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

感染拡大を防ぐための対応の中で、ストレスを感じやすい環境にある知的障害や発達障害のある人に対する、日常生活におけるさまざまな工夫を公開。

#### ○一般社団法人 全日本自閉症支援者協会

訪問看護や障害者グループホーム等における感染対策等の好事例を紹介。

#### ○発達障害情報・支援センター(国立障害者リハビリテーションセンター)

発達障害のある方やそのご家族向けに、感染予防・拡大防止のためのチラシや、特別定額給付金手続きに関する注意喚起等について掲載。

#### ○就労系障害福祉サービス事業所における事例

通所を自粛している在宅利用者に対する支援や利用者の体調管理に関する支援など、新型コロナウイルス感染症に対応した支援事例を集約。

#### ○全国就労移行支援事業所連絡協議会

本協議会の会員事業所が実施する、在宅支援プログラムの具体的な取組み事例を紹介。



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

# 障害福祉サービス事業の動向について

1 研修関係の周知事項について

2 令和6年度関係法令の改正について

3 令和6年度報酬改定について

# 研修関係の周知事項について

徳島県障がい者相談支援センター 酒井秀輔

令和 5 年度相談支援従事者研修指導者養成研修会資料一部使用 令和 5 年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会資料一部使用

## 相談支援専門員制度について(令和2年4月1日~)

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを 含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務** 経験の要件(※1)を追加。(※経過措置: 旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- ごさらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、 目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設**(H30年度創設、H31年度~養成開始)。

専門コース別研修(任意研修) ※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討

#### 実務経験

障害者の保健・ 医療・福祉・就 労・教育の分野 における直接支 援・相談支援な どの業務におけ る実務経験 (3~10年)

#### 研修修了

初仟者研修 [42.5h]

講義・演習

## ・実習

#### 相談支援専門員としての配置要件

- ●指定地域相談支援の提供に当たる者として 厚牛労働大臣が定めるもの(令和元・九・一 ○厚労告——=)
- ●指定計画相談支援の提供に当たる者として 厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・ 三〇厚労告二二七)
- ●指定障害児相談支援の提供に当たる者とし て厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・ 三・三〇厚労告二二五)

## 相談支援専門員 として配置可

- ●指定地域相談支援の事業の 人員及び運営に関する基準 (平成二四・三・一三厚労令 二七)
- ●指定計画相談支援の事業の 人員及び運営に関する基準 (平成二四・三・一三厚労令 二八)
- ●指定障害児相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準 (平成二四・三・一三厚労令 二九)

#### (従業者)

一般(特定·障害児)相談支 援事業所ごとに専らその職務 に従事する相談支援専門員を 置かなければならない。

#### 基準省令

## 相談支援専門員 配置要件の更新

5年毎に現任研修を修了 【現任研修受講に係る 実務経験要件※1】

相談支援従事者現任研修 【24h】 講義・演習

3年以上の実務経験

主任相談支援専門員研修 【 30h 】 講義・演習

※主任研修を修了した場合、 現任研修を修了したものとみなす。



引き続き相談支援専門 員として配置可

主任相談支援専門員 として配置可

#### ※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満た す必要がある。

#### 告示

## 相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、	①相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)国家資格等※2を有する者 (4)施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	5 年以上
医 療 、	業   務	就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
福祉、		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
就労、教育の分野における支援業務	③ 介 護	   施設及び医療機関等において介護業務に従事する者 	4.0 (5.1)
	③介護等業務	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	1 0年以上
	③有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3)保育士 (4)児童指導員任用資格者	5 年以上
業 務	自 等 	上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

<sup>※1</sup>平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

<sup>※2</sup>国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者について(平成31年4月1日~)

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を基礎研修、実践研修、更新研修と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件を設定。(令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修修了者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。)
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一し、 共通で実施することとした。(各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。)
- 直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とすることとした。

#### サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置に係る要件

【1】実務経験+【2】研修の修了

#### 【1】実務経験要件

障害児者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援 業務(相談支援又は直接支援の業務)

※保有する資格や従事する業務等により要する期間が異なる。

#### 【2】研修修了要件: A) + B)

#### A)基礎研修等修了

- ①相談支援従事者初任者 研修講義部分の一(11h) を修了 一部業務可
- ②基礎研修(15h)を修了
- ※を満たす予定の日の2 年前から受講可

#### B)実践研修修了

(14.5h)

基礎研修修了後、実践研修 受講開始日前5年間に2年 (一部半年とできる場合有) 以上の相談支援又は直接支 援業務の実務経験がある場 合に受講可(★) サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者 として配置可

## サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者の 配置の継続に係る要件

#### **更新研修修了**(13h)

実践研修修了の翌年度から5年間に 1度毎修了することが必要。

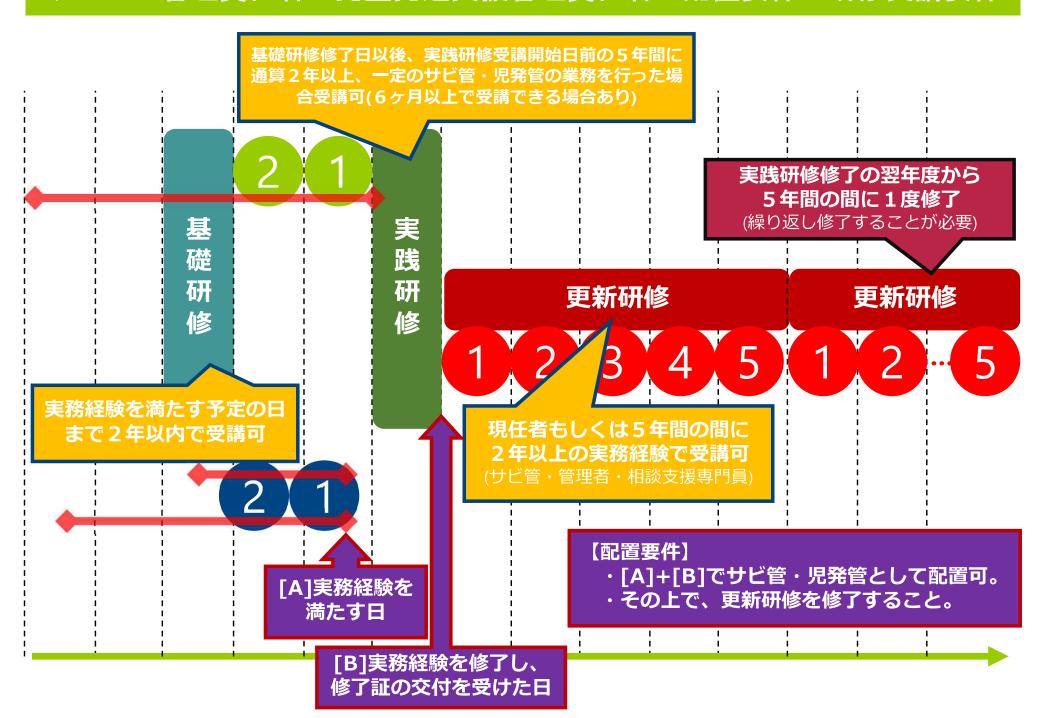
#### 研修受講に係る実務経験要件

以下①もしくは②のいずれか

- ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員としての実務経験がある
- ② 現にサービス管理責任者・児童 発達支援管理責任者・管理者として 従事している

専門コース別研修(任意研修)

## サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



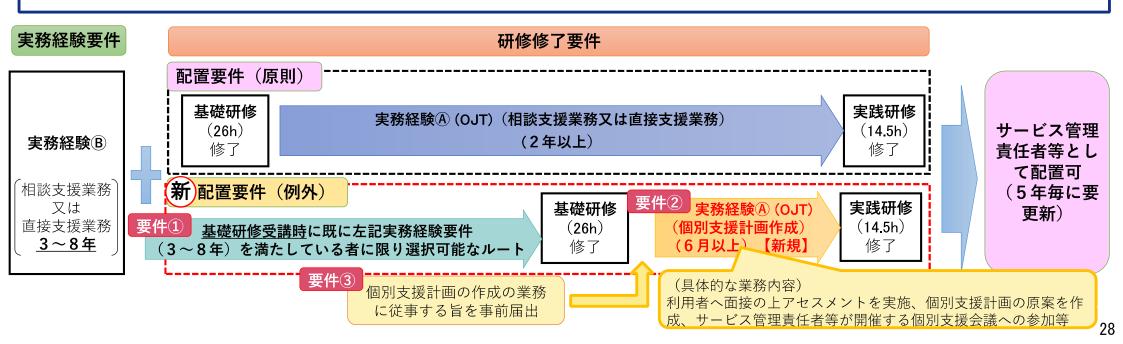
## ①実践研修の受講に係る実務経験(OJT)について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者 及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

• 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験** (OJT) については、基礎研修修了後 「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に 「6月以上」の期間で受講を可能とする。

#### 【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る<u>実務経験要件®</u>(相談支援業務又は直接支援業務3〜8年) を満たしている。
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。(具体的には以下のいずれかのとおり)
  - ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務(※)を行う。
  - ・ <u>やむを得ない事由</u>によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、<u>サービス管理責任者等とみなして従事し、個別</u> <u>支援計画の作成の一連の業務</u>を行う。
  - (※) 利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。
- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。



#### 令和5年6月改正の内容②

実務経験が1~6年あれば基礎研修受講可 相談支援又は直接支援の業務の いいえ (ただしOJT期間は2年以上必要) 実務経験が3~8年ある はい OJT期間は2年<u>以上</u>必要 上記実務経験が いいえ (内容は相談支援又は直接支援の業務で可) 基礎研修受講日時点で既にある はい OJTの内容が相談支援又は直接支援の業務の場合、 基礎研修修了後のOJTについて、 いいえ 個別支援計画作成の一連の業務で行う 期間は2年以上必要 はい 個別支援計画作成の一連の業務を行うことについて、 業務実施についての届出がない場合、 いいえ 指定権者に届出を行っている(又は予定) OJT期間は2年以上必要

基礎研修修了後のOJTについて、 6月以上で可能!

はい

## 徳島県におけるOJT短縮のための指定権者への届出方法

- 1. いつ・・・基礎研修修了後、OJT開始前までに
- 2. どこへ・・徳島県障がい福祉課へ
- 3. 何を・・・次の書類を

## 【届出に必要な提出書類】

- 個別支援計画(原案)の作成の業務に関する届出書
- 実務経験証明書
- サービス管理責任者等基礎研修修了証書(写し)
- 相談支援従事者初任者研修修了証書(写し)
- 返信用封筒(返信宛先記入・切手を貼付)

※届出書の様式は徳島県ホームページ「サービス管理責任者等実践 研修の実務経験特例に必要な届出について」に掲載

#### (参考)

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7220289/

## 

●分のもが、金銭保養受援事件である金銭機能 (AJT/として、誰が1・解析サービス事業所施)において、部別会議が書 (策略) 作业の条件に対象することについて次のとおり無け出ます。

# 4	12 H H H
24 4	WX :
研修性工作目目	サービス管理員がお外系領理権 年 月
	16世全球改革机研修約班引研修 <b>申</b> 月
<b>新年末開北南(市</b>	****
第1 を受力を表に体 第111 事業素	BESC -com
でにの7.1重要 な)ながの事故を3 を対す機な数(含	申 月 日
5 与相似な様が振 (項目)の名は必要 終に登録する日報	В
うら根料を焼け物・ 海客: 名作出する 財務	A service our everyonization, societame i completa exercis.
無知を確け限り車 更)を終えての・理 の業用内容 その記しついて容等 その単格をマジェッ でき入れること	<ul> <li>○ 料果和について重接した上ですセスメントを行い、素切せき拡大機能 を行う。</li> <li>○ プセスメント及び支援水砂の指針納果に基づき側向き接針面 (基本) を計 の サービス各規員状态等の開催する使加き提計器の作業に係る業績への参変。</li> </ul>
事件書物 多名材について、無 れが無いか発信し きェックを入れるこ	□ 実務研修事業(参判指式) □ サービス管理責任点义工党重要連查信管理責任点基礎研修者7括(2) □ 特別支援交易者制任司が課金 □ 特別支援交易者制任司(研修者)
原の項目 を出版のいずれかに 様性することを連続 してエックを入れる こと	□ OJT開始前(着くともOJT開始後10日以内)の原生である。 [原列] □ 基礎研修「が名知ら年後であり、名知ら年3月31日までの第三寸ある。 □ 基礎研修「が名知4年後以前であり。名知5年多次前研修の受講する場所での原生である。 □ こことが5条準距離は下とは、サードス年度は世界本間の組まして利 を日としてい5条準距離は下とは、サードス年度は世界本間の組まして利 を日としてい5条準距離は下とは、サードス年度は世界本間の組まして利 を日本年度の日本部域のありの開発は下金としてもことを目により。

## ②やむを得ない事由による措置ついて

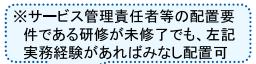
- **やむを得ない事由**(※)によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠い た日から1年間、実務経験(3~8年)を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、 当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**(最長でサービス管理責任者等が欠いた日 から2年間)サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。
- 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、  $(\times)$ 当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合しである。

【要件】※①~③を全て満たす必要あり

- 実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3~8年)を満たしている。(現行と同じ)
- サービス管理責任者等が**欠如した時点**で既に**基礎研修を修了済み**である。
- サービス管理責任者等が**欠如する以前から**サービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



要件①



やむを得ない事由による人員の欠如時以降、 1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能 (現行どおり)

新 研修修了要件

以前に修了済み

サービス管理責任者等欠如

サービス管理責任者等が欠如する以前から 当該事業所に配置されている者

要件③

基礎研修(26h)を修了 3~8年

サービス管理責任者等とみなして従事可能【新規】

実践研修修了時まで(最長で欠如時以降2年間)

期間経過後、継続して サービス管理責任者等と して配置するには、配置 要件における研修修了要 件(実践研修まで修了) を満たす必要あり

#### 令和5年6月改正の内容④

サービス管理責任者等の欠如について 欠如がやむを得ない事由によるものでなければ、 いいえ やむを得ない事由によるものと自治体が認めている みなし措置の対象外 はい 実務経験が3~8年ない場合は 相談支援又は直接支援の業務の いいえ みなし措置の対象外 実務経験が3~8年ある はい 基礎研修が未修了又は修了が欠如後の場合は サービス管理責任者等の欠如した時点で いいえ みなし期間は1年間 既に**基礎研修を修了済み**である はい サービス管理責任者等の欠如時以前から 欠如時後に当該事業所に配置された者の場合は いいえ 当該事業所に配置されている みなし期間は1年間 はい

実践研修修了時まで(最長で欠如時以降2年間) みなし配置可能

## <u>今和6年度の研修の年間スケジュールについて</u>

掲載時期:3月下旬頃

掲載場所:徳島県障がい者相談支援センターホームページ

<ホームページ検索方法>

徳島県ホームページのトップページで「検索キーワードを入力」の欄に「**徳島県障がい福祉に関する各種研修**」と入力して「検索」をクリック

※研修によっては募集時期が例年と異なる場合があります!ご注意ください!

# 2 令和6年度関係法令の改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律(以下、総合支援法) 関係

# (1) 総合支援法施行規則の一部改正

## ①全サービス

指定障害福祉サービス事業者等の<mark>指定の更新に係る申請</mark>があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認する。

## ②短期入所

共生型の指定の申請をする際の書類の提出について、事務負担軽減の観点から、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

- ※省略可能事項については総合支援法施行規則の第三四条の十一第六項参照
- ③自立訓練 (機能訓練)

介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練(機能訓練)の提供を可能

## ④自立生活援助・地域定着支援

同居する家族の障害、疾病等の場合に限らず、「本人の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある場合」においても支給対象となることを明確化

# (2)総合支援法に基づく障がい福祉サービスの 人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

### ①訪問系サービス

- (i)サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (ii)サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (iii)サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。
- (iv)管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

#### ②全サービス(訪問系サービス除く)

- (i)サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (ii)サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
  - ・利用者の自己決定の尊重及び<mark>意思決定の支援に配慮しつつ</mark>利用者が自立した日常生活を 営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
  - ・利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに 困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好 並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- (iii)サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を 決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう 努めなければならない。
- (iv)担当者等を招集して行う会議(個別支援会議)について、利用者本人が参加するものとし、 また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (v)サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、 指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならない。

#### ③生活介護

人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に言語聴覚士を追加。

### ④自立訓練 (機能訓練)

- (i)人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に<mark>言語聴覚士</mark>を追加。
- (ii)介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練(機能訓練)の 事業を提供することを可能とし、当該事業に関して満たすべき基準を定める。
- (iii)病院又は診療所が、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を提供することを可能 とし、当該事業に関して満たすべき基準を定める。
- (iv)共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が 当該事業に関して満たすべき基準を定める。
- ※(ii)は<u>第百六十三条</u>、(iii)は<u>第百六十三条の三</u>、(iv)は<u>第百六十二条の三</u>参照

#### ⑤就労選択支援(令和7年10月1日施行予定)

- ※人員、設備及び運営の基準は第十章の二参照
- ⑥就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う

(B型のみ)

工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。 ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

※A型の基準を準用

(就労移行支援のみ)

定員規模を20 人以上(離島等については10 人以上)から、<u>10 人以上に見直す。</u>

7就労定着支援

実施主体として「障害者就業・生活支援センター」を追加

### ⑧自立生活援助

- (i)指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、 <u>かつ</u>、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において 一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自 立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができる。
- (二) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、 配置

基準を60:1とする。

- (三) 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、<mark>実施主体を拡充</mark>することとする。
- 四 利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、 障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助 を行うことができることとする。

#### 9共同生活援助

- (i) <u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議(利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会)を開催(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)し、<u>事業の運営に係る状況を報告</u>するとともに、<u>必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない</u>。また、地域連携推進会議の開催のほか、<u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を<u>設けなければならない</u>。
- (ii)指定共同生活援助事業者は、(i)の報告、要望、助言等についての記録を作成する とともに、当該記録を公表しなければならない。
- ※<u>(i)及び(ii)について</u>指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の 質に係る<u>外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等</u>には、 <u>適用しない</u>こととする。
- (iii)新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、 新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- (iv)<u>協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合</u>においては、当該第二種協定 指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について<u>協議を行わなければならない</u>。
- (v)指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを<u>令和9年3月31日まで延長</u>する。
- ※地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、<u>令和7年3月31日までの間は努力義務</u>

# (3) 社会福祉法施行規則の一部改正

就労移行支援について定員規模を20人以上(離島等については10人以上)から、10人以上に見直すことに伴い、離島等に限らず、常時保護を受ける者が10人以上であれば社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当することとする。

# (4)総合支援法に基づく指定障害者支援施設の 人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

### < 意思決定支援を推進するための方策 >

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮する。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。サービス管理責任者は、地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議(<mark>個別支援会議</mark>)について、 利用者本人や地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、利用者の意向等を改 めて確認する。

### < 地域移行支援を推進するための取組>

- ① 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、相談支援事業所と連携を図りつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- ② 利用者の指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業所と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。
- ③利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。
- ④ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。また、地域移行等意向確認等に当たっては、相談支援事業所と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。
- ※地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、地域移行等 意向確認等において把握又は確認した内容の報告については、令和 8 年 3 月 31 日までの間は 努力義務

### <支援の質の確保>

- ①<u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議(利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会)を開催(テレビ電話装置等を活用して行うことも可)し、<u>事業の運営に係る状況を報告</u>するとともに、<u>必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない</u>。また、地域連携推進会議の開催のほか、<u>おおむね1年に1回以上</u>、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。
- ②指定障害者支援施設は、①の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
- ※<u>①及び②について</u>指定障害者支援施設がその提供する指定障害者支援施設の 質に係る<u>外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等</u>には、 適用しないこととする。
- ※地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、今和7年3月31日までの間は努力義務

### <自立訓練(機能訓練)・相談支援の充実等>

- ①指定障害者支援施設等において、**生活介護**又は**自立訓練(機能訓練)**を行う場合の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に言語聴覚士を追加。
- ②サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定計画相談支援を行う者にも交付<u>しなければならない</u>こととする。

### < 感染症発生時に備えた平時からの対応>

①新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため指定障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。②協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。(福祉型障害児入所施設も同様)

# (4)総合支援法に基づく指定地域相談支援の 人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

### 地域移行支援

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ②指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。また、利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ③計画作成会議について、利用者本人が参加するものとし、利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。
- ④地域移行支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付<u>しなければならない</u>。

### 地域移行支援

- ① 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ②指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たってのアセスメント」に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

# 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等 の人員、設備及び運営に関する基準等の一部 改正について



施設サービス指導担当

# 児童福祉施設等における安全計画の作成について (令和5年4月1日~義務化)※令和6年3月31日まで経過措置

### 【概要】

- 安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的に実施すること等を義務付ける
  - ※安全計画とは・・・

児童福祉施設等の設備の安全点検、職員・児童等に対する児童福祉施設での生活その他の 日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等についての計画のこと

### 【義務の内容】

- 障がい児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検や事業所での生活その他の 日常生活における安全に関する指導等、事業所における安全に関する事項についての計 画(安全計画)を策定すること。
- 安全計画について<mark>従業者に周知</mark>するとともに、研修及び訓練を定期的に実施しなければならないこと。
- 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- 安全計画は定期的に見直しをすること

# 児童の所在確認や安全装置装備の義務化について (令和5年4月1日~義務化)※令和6年3月31日まで経過措置

- 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への 乗降車際に、<u>点呼等方法より園児所在を確認すること</u>。
- 児童の送迎を目的とした3列シート以上の自動車を日常的自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時、園児の所在確認をすること。

### 【安全装置について】

- 送迎用車両に設置する安全装置は、令和4年12月20日に国土交通省が策定した、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものでなければならない。
- ガイドラインに適合する装置については、内閣府HPにおいて一覧化されたリストが公表されているので、参考にしてください。

### <掲載ページ>

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html

# 児童発達支援の一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型の区分の一元化について

### 【~令和6年3月31日】

- ・児童発達支援と医療型児童発達支援の2類型があった
- ・児童発達支援センターの主たる対象者によって基準が異なっていた (障害児、難聴児、重症心身障害児)

### 【令和6年4月1日~】

- ・児童発達支援の一元化(医療型児童発達支援が児童発達支援へ一元化)
- ・児童発達支援センターの区分の一元化(主たる対象を定めず、主として難聴児又は 重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせ る形で一元化)

# 障害児通所支援に係る全サービス共通事項



- 障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない
- 児童発達支援管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が反映され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならない
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない
- 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議(個別支援会議)について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること
- 障害児の状況を踏まえた障害児利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、 個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して障害児相談支援を行う指定障害児相 談支援事業所に交付しなければならない

# 児童発達支援・放課後等デイサービス関係



- 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域(5領域)を含む総合的な支援を行わなければならない
- 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底をはかる観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこと
- 総合的な支援を支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域(5領域)とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を策定・公表しなければならない
- 障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めなければならない
- 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援内容の 具体的な内容と心身の健康等に関する領域(5領域)との関連性及びインクルージョンの観 点を踏まえた支援の具体的内容を定めなければならない

# 居宅訪問型児童発達支援関係



- 障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその 改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する 領域(5領域)を含む総合的な支援を行わなければならない
- 総合的な支援を支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域(5領域)とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム(支援プログラム)を策定・公表しなければならない
- 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援内容の具体的な内容と心身の健康等に関する領域(5領域)との関連性を踏まえた支援の具体的内容を定めなければならない

# 保育所等訪問支援関係



- 事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所訪問支援の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならない
- おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない
- 障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョンの推進に努めなければならない
- 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならない

# 心身の健康等に関する領域(5領域)について

領域	ねらい
健康・生活	健康状態の維持・改善、生活のリズムや生活習慣の形成、基本的生活 スキルの獲得
運動・感覚	姿勢と運動・動作の向上、姿勢と運動・動作の補助的手段の活用、保 有する感覚の総合的な活用
認知・行動	認知の発達と行動の習得、空間・時間、数等の概念形成の習得、対象 や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得
言語・コミュニケーション	言語の形成と活用、言語の受容及び表出、コミュニケーションの基礎 的能力の向上、コミュニケーション手段の選択と活用
人間関係・社会性	他者との関わり(人間関係)の形成、自己の理解と行動の調整、仲間 づくりと集団への参加

〈参考〉厚生労働省「児童発達支援ガイドライン」より抜粋 ※令和6年4月以降にガイドラインの改定を予定 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、 設備及び運営に関する基準の一部改正

(指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設)

- 一部改正 (共通)
- 第3条(指定障害児入所施設等の一般原則)

指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。) 及び障害児(十五歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。

### 新設·一部改正 (共通)

第20条第1項(指定入所支援の取扱い方針)

指定福祉型障害児入所施設は、<u>入所支援計画及び移行支援計画</u>に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

・ 第20条第2項(指定入所支援の取扱い方針) 【新設】

指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受ける ことができるよう努めなければならない。

第20条第3項(指定入所支援の取扱い方針) 【新設】

指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

### 一部改正 (共通)

#### 第21条第2項(入所支援計画の作成等)

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を<u>行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう</u>障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

#### 第21条第5項(入所支援計画の作成等)

児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、<mark>障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児</mark>に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。

# 新設(共通)

#### 第21条の2第1項(移行支援計画の作成等)

指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当 させるものとする。

#### 第21条の2第2項(移行支援計画の作成等)

児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

#### 第21条の2第3項(移行支援計画の作成等)

児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

新設(共通)

・ 第21条の2第4項 (移行支援計画の作成等)

児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

### 新設 (共通)

第22条第2項(児童発達支援管理責任者の責務)

児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

### 新設(指定福祉型障害児入所施設)

#### • 第39条第3項(協力医療機関等)

指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。) との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。) の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

#### 第39条第4項(協力医療機関等)

指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

### まとめ

・ 第3条、第20条第1項、第21条の2第1項~4項の新設・一部改正

早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画(移行支援計画)を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める。

### 第20条第2項の新設

家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。



### まとめ

・ 第20条第3項、第21条第2項・5項、第22条第2項の新設・一部改正

運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、 個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

第39条第3項・4項の新設

感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。



# 3 令和6年度報酬改定について

令和6年度報酬改定の改定内容について、

- ・横断的な改訂事項
- ・減算に関するもの
- ・処遇改善加算に関するもの
- ・各サービスごとの主な改訂事項

について説明します。

# 横断的な改訂事項

### 人員基準における両立支援への配慮等(全サービス)

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における<u>「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。</u>

- ・「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が<u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合</u>、週 30 時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める。

### 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等(全サービス)

- ①管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等(介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。)の管理者又は従業者と兼務できることとする。
- ② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務務を行うことが可能であることを示す。
- ・利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。
- ③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和 5 年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

### 補足給付の基準費用額の見直し(施設入所支援、障害児入所支援)

「現行」

「見直し後〕

54,000円

<u>55, 500 円</u>

### 本人の意向を踏まえたサービス提供(同性介助)

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

#### 地域生活支援拠点等機能強化加算 【新設】 500 単位/月

【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ① 計画相談支援 及び障害児相談支援 (機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを営動で1以上配置されている場合
- ②計画相談支援及び障害児相談支援(機能強化型(継続)サービス利用支援費(I)又は(II)を算定する場合に限る。)、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関(基幹相談支援センター等)において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合
- ※配置された $\underline{\neg-Fィネーター1人当たり}$ 、本加算の算定人数の $\underline{-L限を1月当たり合計100}$  回までとする。
- ※以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

#### 緊急時受入加算 【新設】 100 単位/日

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】】

地域生活支援拠点等に位置付けられ、<u>**かつ**</u>、関係機関との連携調整に従事する者を配置する 通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、<u>夜間に</u>支援を行った場合に加算する。

#### 緊急時対応加算の見直し

【 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

#### (居宅介護の例)

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。 「見直し後〕

地域生活支援拠点等に<u>位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。</u>

#### 重度障害者支援加算の見直し

【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

#### (共通)

<u>行動関連項目の合計点が18点以上</u>の者を受入れて<u>中核的人材養成研修終了者</u>が<u>作成す</u>る支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する。

#### (生活介護、施設入所支援)

- ○区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- ○強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の加配要件を廃止し、<u>生活支援員に</u> 占める割合での評価とする。(体制加算部分は廃止)

(見直し後) 生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20 %以上

#### (短期入所)

- ○区分 4・5 の<u>報酬区分を新設</u>する。
- ○標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が作成した支援計画シート等により<u>適切な支援を行った場合の評価を新設</u>する。(基礎研修修了者の配置のみ部分は廃止)

#### (共同生活援助)

共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための<u>初期のアセスメント等の評価を新設</u>する。(初期加算)

#### 集中的支援加算【新設】

【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

#### **イ 集中的支援加算(l**) 1000 単位/ 回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、**広域的支援人材**が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り、1日につき4回を限度として所定単位数を加算する。

#### 中 集中的支援加算 (Ⅱ) 500単位/日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 口の集中的支援加算(Ⅱ)を算定する場合は、イの集中的支援加算(Ⅰ)も算定可能。

#### 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し

【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練) 、就労選択支援 、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型 】

#### [見直し後]

**イ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)** <u>51単位/日</u>

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の<u>100分の50以上</u>であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

**ロ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)** 4 1 単位/日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の<u>100分の30以上</u>であって、視覚障害者等との意思

疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

#### 高次脳機能障害支援体制加算【新設】

【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50:1以上配置 した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】

【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

#### **イ 障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅰ**) 10 単位/月

以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

- (1)第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2)協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- (3)医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に**1年に1回以上**参加していること。

#### 口 障害者支援施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) 5 単位/月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。

#### 新興感染症等施設療養加算【新設】 【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

240単位/日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、<u>指定施設入所支援等を</u>行った場合に、1月に5日を限度として所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

#### 食事提供体制加算の見直し

【生活介護、短期入所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労選択支援、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

#### 「見直し後」

収入が一定額以下(生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満)の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する。 **3**食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- <u>①管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーション若し</u> くは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ②利用者ごとの 摂食 量 を 記録していること
- ③利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

#### 送迎加算の見直し

【生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、 就労選択支援、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

#### 「見直し後」

指定生活介護事業所等において、利用者(<u>指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する</u>施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、 片道 につき所定単位数を加算する。

### 令和6年度報酬改定の<u>減算に関するもの</u>

- 1 身体拘束廃止未実施減算 → 減算額見直し
  - (計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、 就労定着支援を除く全サービス)
- 2 **虐待防止措置未実施減算【**新設】 (全サービス)
- 3 **業務継続計画未策定減算**【新設】 (全サービス)
- 4 **情報公表未報告減算【**新設】 (全サービス)

#### 1 身体拘束等の適正化に係る取組みの義務化【自立生活援助・就労定着支援・相談系以外】

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、施設・事業所が取り組むべき事項として、
  - ①身体拘束適正化検討委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底、②指針の整備、③定期的な研修の実施が、 令和4年4月1日から義務化されました。
- **訪問系サービス**についても、身体拘束が行われることも想定されることから、「身体拘束等の禁止」の規定が設けられたほか、「**身体拘束廃止未実施減算**」が創設されました。
- (1) 身体拘束適正化検討委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化
- **身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催**及び、**検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ること**が義務化 【身体拘束適正化検討委員会の留意点】
- (1)委員会は、定期的に開催し、その議事録を残すこと。(少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。)
- (2)委員会構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくこと。
- (3)委員会は、事業所に従事する幅広い職種により構成すること。
- 委員会は、第三者や専門家を活用することが望ましい。(医師(精神科専門医等)、看護職員等)
- 事業所単位でなく、法人単位での委員会の設置も可能。
- 虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、 <u>虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない</u>。
  - ※身体拘束適正化に関する内容を取り扱ったことが分かる記録も残すこと

#### ② 指針の整備の義務化

- 事業所における身体拘束等の適正化のための**指針の整備が義務化**されています。
- 指針には、以下の7つの項目を盛り込む必要があります。
  - 1.事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
  - 2.身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - 3.身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
  - 4.事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
  - 5.身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - 6.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - 7.その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

#### ③ 定期的な研修の実施の義務化

- ①指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、 研修の実施内容についての記録が必要。
- ② 新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要。
- ③ 研修の実施は、事業所内で行う職員研修で差し支えない。
- ④ 他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、 身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差支えない。

#### 身体拘束廃止未実施減算について

- ①~④のいずれかに当てはまる場合は減算とする。
  - ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合
  - ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合
  - ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
  - ④身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上実施していない場合
  - ★「1年に1回」とは・・・直近1年のことであり、年度単位でないことに注意すること。
  - ※令和6年4月より減算額見直し 1日5単位 → 所定単位数の (施設・居住系)10%・(訪問・通所系)1%

#### 委員会の運用について

職員から事例ご とに状況や背景 を報告



委員会において、 報告された事例を 集計・分析



事例及び分析結果を職員に周知徹底



対策等を講じた後、 その結果について 検証を行う

#### 2 障がい者虐待防止に係る取組みの義務化【全サービス】

〇 障がい者虐待防止の更なる推進のため、事業者の取組みとして、①虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業者 周知徹底、②定期的な研修の実施、③虐待防止のための担当者の配置が、令和4年4月1日から義務化されています。

#### ① 虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務

○ 虐待防止委員会の**定期的な開催**及び、**検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ること**が義務化

#### 【虐待防止委員会の主な役割】

- (1) 虐待防止のための計画づくり: 虐待防止の研修、労働環境・条件を確認改善するための実施計画づくり、指針の作成
- (2) 虐待防止のチェックとモニタリング:虐待が起こりやすい職場環境の確認等
- (3) 虐待発生後の検証と再発防止策の検討: 虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討・実行

【虐待防止委員会に関する留意点】

- (1)委員会は、定期的に開催すること。(少なくとも1年に1回は開催することが望ましい。)
- (2)委員会構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに専任の虐待防止担当者(必置)を決めておくこと。
- (3)委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者が参加していれば、最低人数は問わない。ただし、委員会での検討結果は従業者に周知徹底すること。
- 委員会構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者なども加えることが望ましい。
- 事業所単位でなく、法人単位での委員会の設置も可能。
- 身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。
- ★ 運営規程内の虐待防止に係る項目の中に、委員会に関する記載が必要。

#### ② 定期的な研修の実施の義務

- 従業者に対して、虐待の防止のための研修の定期的な実施(年1回以上)が義務化されています。
- 研修は虐待防止委員会が作成した研修プログラムを年1回以上実施し、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。

#### ③ 虐待防止等のための担当者の配置の義務

- 虐待防止委員会の定期開催や虐待の防止のための研修の定期的な実施等の措置を適切に実施するための 担当者(責任者とは別)を配置することが義務化されています。
- 〇 虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等(※)を 配置してください。 (※)サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、相談系サービスは「相談支援専門員」が該当します。
- ◎ 事業所は、以下のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を 作成することが「望ましい」とされています
  - ① 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
  - ② 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
  - ③ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
  - ④ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
  - ⑤ 虐待発生時の対応に関する基本方針
  - ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - ⑦ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

#### 【参考】(厚生労働省ホームページ)

・「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (令和4年4月)

https://www.mhlw.go.ip/content/000944498.pdf

・「障害者虐待防止の理解と対応」

https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf

·「わかりやすい障害者虐待防止法パンフレット」

https://www.mhlw.go,jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000121196.pdf

#### 虐待防止措置未実施減算【新設】 (全サービス)

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① **虐待防止委員会**(身体拘束適正化委員会と一体的に設置・運営可)を<mark>定期的に開催するとともに、その結果について**従業者に**周知徹底を図る</mark>こと。
- ②**従業者に**対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を**置くこと**
- ★「定期的」 → 少なくとも1年に1回は開催すること
- ★「周知徹底」 → 従業者全員に周知徹底したことが分かる記録を整備しておくこと
- ※委員会の議事録、研修の記録は適切に整備し保管しておくこと

#### 業務継続計画未策定減算【新設】 (全サービス)

#### 次の基準を満たしていない場合に、所定単位数を減算する。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者へのサービスの提供を継続的に実施するための、及び 非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

#### 減算単位

所定単位数の3%を減算

#### 【対象サービス】

療養介護、施設入所支援 (施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、 宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の1%を減算

#### 【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、 短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除 く。)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、 就労選択支援、 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発 達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪 問支援 (障害者支援施設が行う各サービスを除く)

#### 経過期間

#### 以下の場合は令和7年3月31日までの間、減算を適用しない

#### 【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

#### 【上記以外のサービス】

「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」<u>及び</u>「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合

※ 就労選択支援は令和9年3月31日まで

#### 3 業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等の実施の義務化【全サービス】

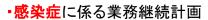
- 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして、
  - ①サービスの提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)の策定、②定期的な研修及び訓練の実施、
  - ③定期的な業務継続計画の見直しが義務付けられました。(他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない)。
- ○3年間の経過措置(令和6年3月31日まで)の後、**令和6年4月1日から義務化**されます。

#### ①業務継続計画の策定の義務

業務継続計画には、感染症や災害が発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため

の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画であり、以下の項目の記載が必要。

(感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。)



- ▶ 平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立
- 災害に係る業務継続計画
- ▶ 平常時及び緊急時の対応、他施設及び地域との連携

#### ② 定期的な研修・訓練の実施の義務化

- 従業者に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上(障害者支援施設及び障 害児入所施設は、「年2回以上」の実施))が義務化。
- 研修の実施内容についても記録してください。

#### ③ 業務継続計画の定期的な見直し

○ 業務継続計画は<mark>定期的に見直し</mark>を行い、必要に応じて変更 してください。 ★各項目の記載内容については、厚生労働省資料「障害福祉 サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の 業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。

○障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス**感染症発生時の**業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15758.html

〇障害福祉サービス事業所等における**自然災害発生時の**業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_17517.html

〇業務継続計画作成支援に関する研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00003.html

#### 情報公表未報告減算【新設】 (全サービス)

障害福祉サービス等情報公表システム上、障害者総合支援法第76条の3の規 定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、**所定単位数を減算**する。

#### 減算単位

所定単位数の10%を減算

#### 【対象サービス】

療養介護、施設入所支援 (施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む) 、共同生活援助、 宿泊型自立訓練、障害児入所施設

所定単位数の5%を減算

#### 【対象サービス】

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練 (宿泊型自立訓練を除く。) 、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、 就労選択支援、 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援 (障害者支援施設が行う各サービスを除く)

## 処遇改善加算に関するもの

#### 福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

#### 概 要

- 〇 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に2.5%、令和 7 年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等付定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

#### 単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。 加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善							
り こへ区が L	I	=	≡	IV				
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%				
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%				
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%				
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%				
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%				
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%				
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%				
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%				
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%				
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%				
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%				
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%				
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%				
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%				

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善						
<u> </u>	I	1	III	IV			
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%			
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%			
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%			
共同生活援助(介護サービス包括型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%			
共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%			
共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%			
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%			
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%			
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%			
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%			
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%			
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%			
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%			

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の 改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

#### 福祉・介護職員等処遇改善加算について②

#### **笪定要件等**

- 新加算(I~IV)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算IVの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てること を要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当 分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)	)	表存の	要件は黒字、新規・修正する要件は <b>赤字</b>	対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
[8.1%]	新加算(福	Ι	新加算(II)に加え、以下の要件を満たすこと。  ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(生活介護の場合、介護福祉士25%以上等)	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算(I) 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・ 技能のある職員を 充実
[8.0%]	祉・介護職員	п	新加算(III)に加え、以下の要件を満たすこと。  ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上  ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】(令和7年度) <del>- グループごとの配分ルール</del> 【撤廃】	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境 改善による職員の 定着促進
【6.7%】	(等処遇改善加	Ш	新加算 (IV) に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(I) 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じ た昇給の仕組みの 整備
【5.5%】	善加算)	IV	<ul> <li>新加算(IV)の1/2(2.7%)以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】(令和7年度)</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の 基本的な待遇改 善・ベースアップ 等

<sup>※</sup> 加算率は生活介護のものを例として記載。

#### 福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

	福祉・介護職員等処遇改善																	
サービス区分	I	II	Ш	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
居宅介護	41.7%	40. 2%	34. 7%	27.3%	37. 2%	34.3%	35. 7%	32.8%	29.8%	28.3%	25. 4%	30.2%	23. 9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%	29.8%	28.9%	28.3%	27.4%	24.4%	22.9%	22.4%	22.8%	20.9%	17.9%	17.4%	16.4%	15.4%	10.9
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%	37.2%	34.3%	35.7%	32.8%	29.8%	28.3%	25.4%	30. 2%	23.9%	20.9%	22.8%	19.4%	18.4%	13.9
行動援護	38.2%	36. 7%	31.2%	24.8%	33.7%	31.8%	32.2%	30.3%	27.3%	25.8%	24.0%	26.7%	22.5%	19.5%	20.3%	18.0%	17.0%	12. 5
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%	17.8%	19.9%			15.4%		17.0%	11.7%		12.5%	9.3%		10.9%	6.4
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	5.8%	5. 7%	5.5%	5.6%	5.4%	4.4%	4.4%	4.3%	4.1%	3.0
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5.9
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%	13.1%	13.6%			10.8%		10.8%	11.0%		8.0%	8.7%		8.7%	5. 9
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%	10.9%	12.0%	10.7%	11.8%	9.2%	9.0%	9.9%	8.8%	9.7%	7.1%	7.1%	6.9%	7.8%	5. (
自立訓練(機能訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4. (
自立訓練(生活訓練)	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%	12.0%	12.0%	11.6%	11.6%	10.2%	9.8%	9.8%	8.0%	9.4%	8.0%	6.2%	7.6%	5.8%	4. (
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%		/			/			/	/					
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5. 2%	5.6%	5.0%	4.8%	3. 5
就労継続支援A型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%	8.3%	8.0%	8.1%	7.8%	6.7%	6.5%	6.2%	6.6%	6.0%	4.9%	5.0%	4.7%	4.5%	3. 2
就労継続支援B型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%	8.0%	7. 9%	7.8%	7.7%	6.6%	6.4%	6.1%	6.3%	5.9%	4.8%	4. 9%	4.6%	4.4%	3. 1
就労定着支援	10.3%		8.6%	6. 9%	9.0%	8.6%			7.3%		6.5%	7.3%	/	5. 2%	5.6%		4.8%	3. 5
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%	9.0%	8.6%	8.8%	8.4%	7.3%	7.1%	6.5%	7.3%	6.3%	5. 2%	5.6%	5.0%	4.8%	3. 5
共同生活援助(介護サービス包括型 )	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6. 7%	7.7%	5. 1
共同生活援助(日中サービス支援型)	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%	12.1%	12.4%	11.8%	12.1%	9.8%	9.5%	9.6%	10.2%	9.3%	7.0%	7.9%	6. 7%	7.7%	5. 1
共同生活援助(外部サービス利用型)	21.1%	20.8%	19.2%	15. 2%	18.5%	17.1%	18.2%	16.8%	14.5%	14.2%	12.2%	16.6%	11.9%	9.6%	12.6%	9.3%	10.3%	7. 7
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%	11.1%	10.9%	10.8%	10.6%	8.9%	8.6%	8.3%	9.8%	8.0%	6.3%	7.6%	6.0%	7.0%	5.0
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%	15.6%	14.2%	15.3%	13.9%	12.2%	11.9%	10.1%	14.3%	9.8%	8.1%	10.9%	7.8%	8.8%	6.8
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%	11.4%	11.1%	11.1%	10.8%	9.1%	8.8%	8.4%	10.1%	8.1%	6.4%	7.8%	6.1%	7.1%	5. 1
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%		6.1%	7.6%		7.0%	5.0
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%	10.9%	10.7%			8.7%		8.1%	9.8%	/	6.1%	7.6%		7.0%	5.0
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%	17.3%	18.4%	16.9%	18.0%	14.6%	14.2%	15. 2%	13.0%	14.8%	11.4%	10.3%	11.0%	10.9%	7. 1
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%	15.3%	17.0%	14.9%	16.6%	13.2%	12.8%	14.4%	11.0%	14.0%	10.6%	8.9%	10.2%	10.1%	6.3
障害者支援施設が行う生活介護	10.1%		8.4%	6.7%	9.0%	8.4%			7.3%		6.5%	7.3%		5.4%	5.6%		4.8%	3. 7
障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4.1
障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)	12.5%		9.9%	8.1%	10.7%	10.7%			8.9%		8.5%	8.1%		6.7%	6.3%		5.9%	4. 1
障害者支援施設が行う就労移行支援	10.7%		8.9%	7.1%	9.4%	8.9%			7. 6%		6. 7%	7.6%		5.4%	5.8%		4.9%	3. 6
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	10.5%		8.7%	6. 9%	9. 2%	8.7%			7.4%		6.6%	7.4%		5.3%	5.6%		4.8%	3. 8
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	10.4%		8.6%	6. 9%	9.1%	8. 7%			7.4%		6.6%	7.3%		5. 3%	5.6%		4.8%	3. 5

# 各サービスごとの主な改訂事項

## 生活介護

#### 基本報酬区分の見直し

- ○基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、**障害支援区分ごと**及び**利用定員規模**に加え、**サービス提供時間**別に<u>細やかに設定する。</u>
- ○なお、<u>サービス提供時間について</u>は、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者等の配慮として、
- ・<u>個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定</u>することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
- ・従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。
- <u>(5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は1日0.5人と</u>計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能)
- ○利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

#### 延長支援加算の見直し

延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

<u>※施設入所者については、延長支援加算は算定できない。</u>

#### 「見直し後」

(1) 所要時間 9 時間以上 10 時間未満の場合 100 単位/日

(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合 200単位/日

(3) 所要時間11 時間以上 1 2 時間未満の場合 300 単位/日

(4) 所要時間12時間以上 400 単位/日

#### 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

生活介護については、 常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、 福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ) 又は (Ⅱ) と<mark>福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ) との併給を可能</mark>とする。

#### 常勤看護職員等配置加算の見直し

#### [見直し後]

利用定員に応じ、<u>以下の所定単位数に</u>常勤換算方法で算定した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算する。

(1)利用定員が 5人以下	32単位/日	(2)利用定員が6人以上10人以下	30 単位/日
(3)利用定員が11人以上20人以下	28単位/日	(4)利用定員が21人以上30人以下	24 単位/日
(5)利用定員が31人以上40人以下	19単位/日	(6)利用定員が41人以上50人以下	15単位/日
(7)利用定員が51人以上60人以下	11単位/日	(8)利用定員が61人以上70人以下	10単位/日
(9)利用定員が71人以上80人以下	8 単位/日	(10)利用定員が81人以上	6 単位/日

#### 人員配置体制加算の拡充

人員配置体制加算に従業者を常勤換算方法で「1.5:1」 以上配置が拡充

#### 入浴支援加算 【新設】 80 単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所 定単位数を加算する。

#### 喀痰吸引等実施加算 【新設】 30 単位/日

医療的ケアが必要な者であって<mark>喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</mark>

#### リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

#### [見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間 以内及び6月ごとに(中略)リハビリテーション実施計画を作成すること。

#### 栄養スクリーニング加算 【新設】 5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

#### 栄養改善加算 【新設】 200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1)当該事業所の従業者として又は外部との連携により<mark>管理栄養士を1名以上配置</mark>していること。
- (2)利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3)利用者ごとの栄養ケア計画に従い、<mark>必要に応じて当該利用者の居宅に訪問</mark>し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ⑷利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

## 短期入所

#### 地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し

#### [見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

#### 緊急短期入所受入加算の見直し

短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急 短期入所受入加算による評価を見直し。

#### 「見直し後」

イ 緊急短期入所受入加算( I )

270 単位/日

□ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ)

500 単位/日

#### 福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】

・福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅰ)(障害者向け)

(四区分3 784 単位/日 (五区分1及び区分2 715 単位/日

・福祉型強化特定短期入所サービス費(Ⅱ)(障害児向け)

(一)区分 3 977 単位/日 (二)区分 2 816 単位/日 (三)区分 1 715 単位/日

※医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、 日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

#### 医療的ケア対応支援加算【新設】 120単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上 配置した上で、医療的ケア児者に対し指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

#### 重度障害児・障害者対応支援加算【新設】 30単位/日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

846 単位/日

#### 医療型短期入所における受入前支援加算【新設】

- イ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ) 1,000 単位/日
- **ロ 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)** 500 単位/日

※イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

※口については、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。

## 施設入所支援

#### 基本報酬の定員区分の見直し

利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定する。

#### 地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算 【新設】

地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。(令和8年度から減算を実施)

#### 地域移行促進加算(Ⅱ) 【新設】 60単位/日

入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

#### 地域移行支援体制加算 【新設】

<u>障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって</u>、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

※前年度に当該指定障害者支援施設等から<mark>退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。</mark>

#### 夜間看護体制加算の見直し 60単位/日

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

#### 通院支援加算 【新設】 17単位/日

指定障害者支援施設等に入所する者に対し、<mark>通院に係る支援を実施</mark>した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

#### [見直し後]

入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の 15 %以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、 以下のとおり緩和することができる。

- ・前年度の利用者の数の平均値が 21 人以上 40 人以下の場合 <u>夜勤 1.9 人 以上</u>
- ・前年度の利用者の数の平均値が 41 人以上 60 人以下の場合夜勤 2.9 人 以上
- ・前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合
  - → <u>夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上(加える数を1人に限り0.9とすることができる。)</u>

## 自立訓練(生活訓練)

#### 個別計画訓練支援加算の見直し

個別計画訓練支援加算( 1)

47 単位/日

従来の要件に「<u>支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標SIM)に基づ</u> き利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。」を追記

#### 日中支援加算の見直し

#### 「見直し後」

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った<u>場合に</u>、1日につき所定単位数を加算する。

※<u>「当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について」</u> の部分が削除

# 令和5年度集団指導

共同生活援助

## 【見直し】基本報酬区分

〇現行	●見直し後
共同生活援助サービス費 I (世話人の配置4:1以上)	削除
共同生活援助サービス費 II (世話人の配置5:1以上)	削除
共同生活援助サービス費皿 (世話人の配置6:1以上)	共同生活援助サービス費 I (世話人の配置6:1以上)
□ 共同生活援助サービス費IV (体験利用)	共同生活援助サービス費 II (体験利用)

※日中サービス支援型においては、 3:1と4:1→削除 5:1と体験利用のみに見直し 外部サービス利用型においては、 4:1と5:1→削除 6:1、10:1、体験利用のみに見直し

## 【拡充】自立生活支援加算

#### イ 自立生活支援加算(I)

1,000単位/月

- ①居宅における単身等での生活を本人が希望
- ②可能と見込まれる利用者の退所に向け、個別支援計画を見直す
- ③一人暮らしに向けた支援を行う
  - → 6月間に限り、所定単位数を加算
- ※居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の 確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合

+更に1月につき35単位を加算

※居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び 指導を行ったうえで、(自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による 協議の場に対して、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告 +更に1月につき500単位を加算

#### □ 自立生活支援加算(Ⅱ)

500単位/月

現行の算定要件と同一(日中サービス支援型のみ)

## 【拡充】自立生活支援加算

<u>ハ 自立生活支援加算(皿)</u> 利用期間が3年以内の場合 80単位/日 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 72単位/日 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 56単位/日 利用期間が5年を超える場合 40単位/日

居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退所に向け、一人暮らし等に向けた支援を行い、以下の要件を満たす場合

- ①退去後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居(移行支援住居)を1以上 有すること。
- ②移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する専従の者)が7:1以上配置されていること。
- ④移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催し、利用者の 移行を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤移行支援住居の入居者に対し、一人暮らしに移行するための相談、外出の同行、 関係機関との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に必要な情報を共有すること。
- ⑦居住支援法人と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を利用者に行い、 (自立支援)協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対して、住宅の確保 及び居住支援に係る課題を報告すること。

## 【新設】退去後共同生活援助サービス費

<u>退去後共同生活援助サービス費</u> 退去後外部サービス利用型共同生活援助サービス費

2,000単位/月

対象者:グループホームを退去した利用者 (自立生活支援加算(I)または(Ⅲ)を算定していた者)

当該利用者の居宅を訪問して、以下の要件を満たす場合に、退去日の 属する月から3月間(引き続き支援することが必要であると市町村が認めた場合 には6月間)に限り、所定単位数を算定。

- ①利用者の一人暮らし等への意向に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を 反映した個別支援計画を作成すること。
- ②概ね就1回以上、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況、 その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の 提供及び助言、相談、関係機関との連絡調整等の支援を実施すること。

## 【新設】ピアサポート実施加算

#### ピアサポート実施加算、退去後ピアサポート実施加算

100単位/月

以下のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと 都道府県知事が認める従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、 利用者に対し、経験に基づき相談援助を行った場合に算定

- ①自立生活支援加算(Ⅲ)を又は退去後(外部サービス利用型)共同生活援助費を 算定していること。
- ②障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上(うち1人は障害者等)配置していること。
- ③②の者により、当該事業者の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が 年1回以上行われていること。

#### 【新設】人員配置体制加算

#### <u>イ 人員配置体制加算(I)</u>

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、 常勤換算方法で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人及び 生活支援員が配置されている場合に算定。

#### □ 人員配置体制加算(Ⅱ)

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、 常勤換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人及び 生活支援員が配置されている場合に算定。

#### 【見直し】日中支援加算(Ⅱ)

#### <u>〇現行</u>

指定共同生活援助事業所 (日中サービス支援型に関しては、区分2以下に 該当する利用者に限る)が、日中サービス(生活介護、就労等)を利用することが できないとき、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、 日中支援を行った日が1月につき、2日を超える場合に、2日を超える期間について 1日につき所定単位数を算定。

#### ●見直し後

指定共同生活援助事業所(日中サービス支援型は除く)が日中サービス(生活介護、 就労等)を利用することができないとき、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に 1日につき所定単位数を算定。

# 令和5年度集団指導

就労系サービス

## 就労継続支援A型

#### ●スコア方式の変更

- 各評価項目の得点配分の見直し
- ・平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定
- ・生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点
- ・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取り組みに関する新たな評価項目
- ・経営改善計画に基づく取り組みを行っていない場合について、減点

#### ●報酬体系の見直し

・平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価引き上げ 低い区分の基本報酬の単価引き下げ

6:1の報酬体系の創設

●短時間利用減算

- 所定単位数の70/100
- 算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合、基本報酬を減算
- ※①個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための 支援が位置づけられ、実際に支援を実施した場合
  - **②短時間利用となるやむを得ない理由がある**
- ①、②の場合は除外

#### ●目標工賃達成指導員加算の見直し

#### 〇現行

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1以上

職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上

当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上

#### ◎見直し後

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1以上

職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上

当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上

●目標工賃達成加算

10単位/日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、 当該計画に掲げた目標工賃を達成した場合

#### ●平均工賃月額の算定方法の見直し

- ◎現行:平均工賃の算定方法
  - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
  - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
  - ウ イキアにより平均工賃月額を算出
- ※ただし次に該当する者は工賃支払対象者、工賃総額から除外する
- ・月の途中において、利用開始又は終了、利用者入院又は退院した利用者
- ・月の途中において、全治1ヶ月以上の怪我や流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って 利用できなくなった利用者
- ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
- ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

#### ●平均工賃月額の算定方法の見直し

- ◎見直し後:平均工賃の算定方法
  - ア 前年度における平均工賃総数を算出
  - イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出
  - ウ ア・イ・12月により平均工賃月額を算定

※除外等の要件は廃止

(月途中で利用開始・終了等であってもすべて算定に入れる)

#### ●平均工賃月額の算定方法の見直し

例えば・・・延べ利用者数 4,000人/年、開所日数 250日/年 工賃支給総額 5,000,000/月

#### <u>O現行</u>

ア 工賃支払対象者総数 200人

イ 工賃総額 5,000,000円

ウ 平均工賃月額 25,000円

#### <u>◎見直し後</u>

ア 工賃総額 5,000,000円

イ 平均利用者数

16人

ウ 平均工賃月額 26,042円

## 就労移行支援

#### ●支援計画会議実施加算の見直し

#### 〇現行

支援計画会議実施加算 583単位/回

- ①サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況 (利用者についての継続的な評価を含む)について説明を行う
- ②関係者に対して、専門的な見地からの意見を求める
- ③意見をもとに就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について 検討を行う
- → 1月につき1回、かつ1年につき4回を限度に加算

## 就労移行支援

#### ●支援計画会議実施加算の見直し

#### ◎見直し後

地域連携会議実施加算(Ⅰ) 583単位/回 → そのまま

地域連携会議実施加算(Ⅱ) 408単位/回

- ①サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含む)について説明を行う
- ②関係者に対して、専門的な見地からの意見を求める
- ③意見をもとに就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行う
- ④サービス管理責任者に対してその結果を共有
- → 1月につき1回、かつ1年につき4回を限度に加算

#### ●基本報酬の見直し

・就労定着率のみに応じた報酬体系とする

#### ●実施主体の追加

・障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の 実施主体に追加する

#### ●定着支援連携促進加算の見直し

#### 〇現行

定着支援連携促進加算 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、

利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、

関係機関との連絡調整を行った場合

→ 1月につき1回、1年につき4回を限度に加算

#### ●定着支援連携促進加算の見直し

◎見直し後

地域連携会議実施加算( I ) 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、

利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、

当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との

連絡調整を行った場合

#### ●定着支援連携促進加算の見直し

地域連携会議実施加算(Ⅱ) 405単位/回 関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、 当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が 当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含み)に ついて説明を行うとともに関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、 就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、 当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対してその結果を共有した場合

**→ (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月につき1回、1年につき4回を限度に加算** 

●支援体制構築未実施減算 所定単位数の10/100

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と 見込まれる利用者の状況等(要支援者情報)について、適切な引き継ぎのための 以下の措置を講じていない場合、減算

- ・要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の 共有に係る指針の策定・責任者の選任
- 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の 共有の状況に係る記録の作成及び保存

#### ●就労移行支援事業所との一体的な実施

#### 〇現行

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労移行支援員が 就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る 常勤換算上の勤務時間に算入することはできない

#### ◎見直し後

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労移行支援員が 就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、 就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる

#### 就労継続支援A型·B型

- ●就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価
  - 一般就労中の障害者が一時的に就労系障害サービスを利用する場合
  - → スコア表の平均労働時間の計算や平均工賃月額の計算から 除くことができる。

#### 就労継続支援A型·B型、就労移行支援

●施設外就労の実績報告書提出義務の見直し

施設外就労の実績報告書について、毎月の事業所からの提出を不要とする。

※ただし、施設外就労の実績記録書類の作成・保存は義務づけられ、 地方公共団体が実態把握を必要とする場合には当該書類を確認する

#### 就労継続支援A型·B型、就労移行支援

#### ●施設外支援に関する事務処理の簡素化

#### 〇現行

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、

1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、 就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

#### ◎見直し後

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置づけられ、

1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、 就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

## 就労移行支援、就労定着支援

#### ●基礎的研修開始に伴う対応

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が 実施する基礎的研修が開始

- ⇒ 就労支援員、就労定着支援員は基礎的研修の受講が必須となる。
- ※ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

# 令和6年度報酬改定について(障害児通所支援事業)



施設サービス指導担当

# 基本報酬の見直しについて



- ■極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外
- ■支援時間による区分を設ける

「時間区分1」30分以上1時間30未満

「時間区分2」1時間30超3時間以下

「時間区分3」3時間超5時間以下

- ※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能
- ■個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価を 行う

5時間(放デイ平日は3時間)を超える長時間の支援については、延長支援加算として評価

# 延長支援加算の見直しについて



■ 基本報酬における最長の時間区分に対応した時間(5時間)※の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画に行った場合に算定

#### ※放デイ平日については3時間

- 職員を2名以上(うち1名は人員基準により置くべき職員(児童発達支援管理責任者を含む)を配置)。
- 延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも 短くなった場合に限り算定可能

#### <区分>

延長1時間以上2時間未満

同 2時間以上

(延長30分以上1時間未満)

# 児童指導員等加配加算の見直しについて

■ 専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、雇用形態 (常勤・非常勤) や経験年数に応じた評価を行う

#### ○児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上

常勤専従・経験5年未満

常勤換算・経験5年以上

常勤換算・経験5年未満

- ※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数
- ○その他従業者を配置





# 専門的支援体制加算の見直しについて

- 基準の人員に加えて理学療法士等を1以上配置(常勤又は常勤換算)
- 専門的支援実施加算と併せて算定可能。

# 専門的支援実施加算について



- 理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合
- 専門的支援体制加算と併せて算定可能。
- 利用日数等について限度回数有

# 通所自立支援加算(放課後等デイサービスのみ)



- 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、 職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定
- 算定開始から3月の間に行った支援に限り算定可能

# 自立サポート加算(放課後等デイサービスのみ)



■ 高校生(2年・3年に限る)について、学校うあ地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定

# 入浴支援加算



■ こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は 重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定す るもの

# 子育てサポート加算(児童発達支援、放課後等デイサービス)



■ 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、 特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 強度行動障害児支援加算の見直し(児童発達支援)

■ 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対し、当 該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づい た支援を行った場合に算定するもの

## 強度行動障害児支援加算の見直し(放課後等デイサービス)

#### ○強度行動障害児支援加算(Ⅰ)

■ 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する児(<mark>児基準20点以上</mark>)に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。

#### ○強度行動障害児支援加算(Ⅱ)

■ 強度行動障害支援者養成研修(中核人材)修了者を配置し、強度行動障害を有する児(<mark>児基準30点以上</mark>)に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業者が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

# 集中的支援加算



■ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域 的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域ファイからの指導援 助も含む)し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進め ることを評価する

#### ○集中的支援加算(I)

■ 強度行動障害を有する児者の常態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、 共同生活援助支援事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月 に4回を限度として加算

#### ○集中的支援加算(Ⅱ)

■ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害時入所施設が集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等かた受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき加算

# 人工内耳装用児童支援加算



- 人工内耳を装用している障害児に対して 医療機関と連携の下、言語聴覚士 を配置し計画的に支援
- (I) 児発センター(聴力検査室を設置)
- (Ⅱ)その他のセンター、事業所

# 視覚·聴覚·言語機能障害児支援加算



■ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通 に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に加算するもの

# 強度行動障害児支援加算

(居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援)



■ 指定居宅訪問型児童発達支援事業所(指定保育所等訪問支援事業所)が強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置し、強度行動障害を有する児(児基準20点以上)に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

# 多職種連支援加算

(居宅訪問型児童発達支援:保育所等訪問支援)



- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、 複数の職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援を行った場合
- 訪問支援特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

## ケアニーズ対応加算(保育所等訪問支援)



■ 著しく重度の障害児又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するもの

### 中核的機能強化加算(児童発達支援センター)



- ○中核的機能強化加算(I)・・・・基本要件及びイ・ロ・ハ全てに適合
- ○中核的機能強化加算(Ⅱ)・・・基本要件及びイ・ロに適合
- ○中核的機能強化加算(Ⅲ)・・・基本要件及びイ又は口のいずれかに適合
- 市町村が地域の障害児支援の中核的拠点として位置づける児童発達支援センターにおいて、 専門的人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所等を含む関係機関等との連携体 制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組ん だ場合

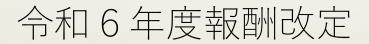
#### <基本要件>

- 市町村との連携、幅広い発達段階に対応するための支援体制、インクルージョン推進のための支援体制(保育所等訪問支援の実施)、相談支援体制(障害児相談支援の実施)等の確保、取組内容の公表、外部評価の実施、職員研修の実施等
- (イ) 関係機関との連携やインクルージョンの推進等、地域支援や支援のコーディネートの専門的な知識・経験を有する専門人材を配置し、これらの取組を実施
- (ロ)障害特性を踏まえた専門的な支援やチーム支援の実施、人材育成、障害児支援の専門的知識・経験を有する専門的人材を配置し、これらの取組を実施
- (ハ)多職種(保育士・児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員等)を配置し、多職種連携による専門的な支援を実施

## 中核機能強化事業所加算



■ 市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置づける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定



(指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設)

### 移行支援関係機関連携加算【新設】(共通)

- 移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。
- 現 行:なし



- 改定後:移行支援関係機関連携加算 250 単位/回(月1回を限度)
  - ※移行支援計画の作成又は変更にあたって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者 により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合

### 体験利用支援加算【新設】(共通)

- 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。
- 現 行:なし



- ・ 改定後:体験利用支援加算(700単位日(1回3日まで、2回を限度)・・①
  - 体験利用支援加算(500単位日(1回5日まで、2回を限度)・・②
  - ※強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整 や体験中の付き添い等の支援を行った場合。
    - ①宿泊施設等(グループホームや短期入所を含む)での体験利用
    - ②日中活動(生活介護や就労B型支援を含む)の体験利用

日中活動支援加算 【職業指導員加算の見直し】 (福祉型障害児入所施設)

- 日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。
- 現 行:職業指導員加算 基本報酬の区分に応じて8~296 単位 日 ※職業指導員を専任で配置した場合



- 改定後:日中活動支援加算 基本報酬の区分に応じて16~322 単位 日
  - ※一定の経験を有する職業指導員を専任で配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する 計画を作成し、支援を行った場合

### 小規模グループケア加算【見直し】(共通)

- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算について、より小規模なケアの評価の 見直しを行う。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見 直しを行う。
- 現 行:小規模グループケア加算(定員4~8名) 240 単位/日
  - (※) 都道府県知事が認めた施設については最大 10 名
  - :サテライト型(定員46名)として実施した場合+308単位/日
    - (※) 専任の児童指導員又は保育士を1以上(サテライト型は2以上)配置



- 改定後:小規模グループケア加算(I)(定員 4~6名) 320単位/日
  - : 小規模グループケア加算(Ⅱ)(定員 7 名又は8名) 233 単位/日
  - (※) 都道府県知事が認めた施設で 定員 9 名又は 10 名の場合 186 単位/日
  - :サテライト型(定員46名)として実施した場合378単位/日
    - (※) 専任の児童指導員又は保育士を1以上(サテライト型は3以上(うち2は兼務可)配置

### 基本報酬の見直し【見直し】(福祉型障害児施設(主として知的障害))

• ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬(主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合)について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく(11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに)設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う(111人以上の区分を削除)

#### 現行

- イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除 く。以下「知的障害児」という。) に対し指定入所支援を行う場合
  - (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 941 単位
  - (2) 入所定員が10人の場合
    - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 823 単位
    - 二 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,697 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

941 単位

#### 改定後

- イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除 く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合
- (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 957 単位



- (2) 入所定員が10人の場合
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 837 単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,727 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

957 単位

### 基本報酬の見直し【見直し】(福祉型障害児施設(主として知的障害))

#### 現行

- (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であ るとき 654 単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,090 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 863 単位 (新設)

#### 改定後

- (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合
  - (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である とき 665 単位
  - (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1.109 単位

- (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 878 単位
- (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設である とき 645 単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき

1,075 単位

(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

852 単位

- (5) 入所定員が21人以上25人以下の場合 837 単位
- (6) 入所定員が26人以上30人以下の場合 812 単位
- (7) 入所定員が31人以上35人以下の場合 700 単位
- (8) 入所定員が36人以上40人以下の場合 665 単位

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	823 単位
(新設)	
(5) 入所定員が 31 人以上 <u>40 人</u> 以下の場合	688 単位
(新設)	

### 基本報酬の見直し【見直し】 (福祉型障害児施設(主として知的障害))

改定後

#### 現 行

	,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		-X,-L	
(6)	入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	614 単位	(9) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	625 単位
(7)	入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	590 単位	(10) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	600 単位
(8)	入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	568 単位	(11) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	578 単位
(9)	入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	<u>545 単位</u>	(12) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	554 単位
(10)	入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	526 単位	(13) 入所定員が81人以上90人以下の場合	535 単位
(11)	入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	504 単位	(14) 入所定員が91人以上100人以下の場合	513 単位
(12)	入所定員が 101 人以上 <u>110 人以下</u> の場合	501 単位	(15) 入所定員が101人以上の場合	493 単位
(13)	入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	499 単位	(削る)	
(14)	入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	496 単位	(削る)	
(15)	入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	493 単位	(削る)	
(16)	入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	490 単位	(削る)	
<u>(17)</u>	入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	485 単位	(削る)	
(18)	入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	481 単位	(削る)	
(19)	入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	477 単位	(削る)	
(20)	入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	473 単位	(削る)	
(21)	入所定員が 191 人以上の場合	470 単位	(削る)	

### 強度行動障害児特別支援加算【見直し】(共通)

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。
- 現 行:強度行動障害児特別支援加算 781 単位/日

(加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日)

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児

(児基準 20 点以上) に対して支援を行う場合(3年間を限度)

- <体制>医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置(支援計画を作成し当該計画に基づき支援)
- <設備>居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

### 強度行動障害児特別支援加算 【見直し】 (共通)

- ・ 改定後:強度行動障害児特別支援加算(Ⅰ)(児基準 20 点以上) 390 単位/日 強度行動障害児特別支援加算(Ⅱ)(児基準 30 点以上) 781 単位/日 (加算開始から 90 日以内の期間は、さらに +700 単位 日
  - ※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児 (児基準 20 点以上) に対して支援を行う場合
  - <体制>医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)を修了した職員を配置(支援計画を作成し当該計画に基づき支援)。加算(Ⅱ)は、同(中核的人材養成研修)を修了した職員を配置。
  - <設備>居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

### 集中的支援加算【新設】(共通)

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、 事業所等を集中的に訪問等(情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む)し、適切なアセスメント と有効な支援方法の整理を事業所等とともに行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。
- 現 行:なし



• 改定後:集中的支援加算(I)1000 単位/日

※強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加える

#### :集中的支援加算(Ⅱ) 500 単位/日

※指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を 他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月 以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ロの集中的支援加算を算定する場合は、イの集中的支援加算も算定可能。

### 要支援児童加算【新設】(共通)

- 被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。
- 現 行:なし



- 改定後:ア要支援児童加算(150単位回(月に1回を限度)・・・①
  - イ 要支援児童加算( 150 単位 回(月に 4 回を限度) ・・・②
    - ※要保護・要支援児童に対し、
    - ①児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合
    - ②一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合。

### 家族支援加算【新設】(共通)

• 入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

• 現 行:なし



• 改定後:家族支援加算(I)(月2回を限度)入所児童の家族等に対して個別に相談援助を行った場合

居宅を訪問(所要時間1時間以上) 300 単位 回

(所要時間1時間未満) 200 単位 回

施設等で対面

100 単位 回

オンラインによる個別

80 単位 回

家族支援加算(Ⅱ) (月 2 回を限度) 入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合

施設等で対面

80 単位 回

オンライン

60 単位 回

#### 障害者支援施設等感染症対策向上加算【新設】(福祉型障害児入所施設)

- 感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。また、医療診療報酬点数表の感染対策向上加算の届け出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。
- 現 行:なし



- 改定後:障害者支援施設等感染対策向上加算(I) 10単位/月
  - 以下の(1)から(3)までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位数を加算する。
    - (1) 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
    - (2)協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
    - (3) 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上 参加していること。
    - :障害者支援施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5単位/月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地 指導を受けているものとして都道府県知事に届け出 た指定施設入所支援等の単位において、1月につき所定単位 数を加算する。

### 新興感染症等施設療養加算【新設】(福祉型障害児入所施設)

- 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の 対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っている ことなどの要件を設け評価を行う。
- 現 行:なし



• 改定後:新興感染症等施設療養加算 240 単位/日 1月に5日を限度

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定 障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、1月に5 日を限度として所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

### 補足給付の基準費用額の見直し(福祉型障害児入所施設)

• 施設入所者の食費や居住に要する費用食費・光熱水費については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額食費・光熱水費に係る平均的な費用の額から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

• 現 行:基準費用額 54,000円



改定後:基準費用額 55,500円

### 経過的サービス費の廃止(福祉型障害児入所施設)

• 経過的生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費について、令和6年3月31日までの間の措置であることを踏まえ、廃止する。

・ 現 行:経過的生活介護サービス費 経過的市越入所支援サービス費



• 改定後:廃止

# 令和6年報酬改定の内容について(訪問系サービス)

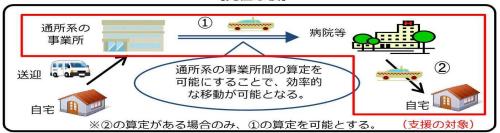
徳島県保健福祉部 障がい福祉課 在宅サービス指導担当

#### 障害の重度化や障害者の高齢化など、訪問系サービスにおける地域のニーズへの対応

#### ①通院等介助等の対象要件の見直し(居宅介護)

居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は 終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動 支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る通院等介助等 に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

#### 【見直し後】



#### ②熟練従業者による同行支援の見直し(重度訪問介護)

○ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従 業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。

#### 【現行】

所定単位数の85%(合わせて170%)

【見直し後】

所定単位数の90%(合わせて180%)

○ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者(15%加 算対象者)に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、 重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事する従 業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

【新設】所定単位数の90%(合わせて180%)

#### ③同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し(同行援護)

専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介 助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。 (要 件)

- □特定事業所加算(I)要件①~③のすべてに適合)所定単位数の20%を加算
- □特定事業所加算(Ⅱ)要件①及び②に適合
- □特定事業所加算(Ⅲ)要件①及び③に適合
- □特定事業所加算 (IV) 要件①及び④に適合

所定単位数の10%を加算

所定単位数の10%を加算

所定単位数の 5%を加算

- ①サービス提供体制の整備
- ②良質な人材の確保
- ③重度障害者への対応
- ④中重度障害者への対応
- 「②良質な人材の確保」の要件の選択肢に追加
- ・盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者 の要件を満たしている者の占める割合が20%以上

#### ④訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。





167

19

#### 重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

#### ①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用(現行は、障害支援区分6の利用者のみ)について、特別なコミュニケーション 支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

#### 【現行】

・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要と する障害支援区分6の障害者



#### 【見直し後】

・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要と する障害支援区分4・5・6の障害者

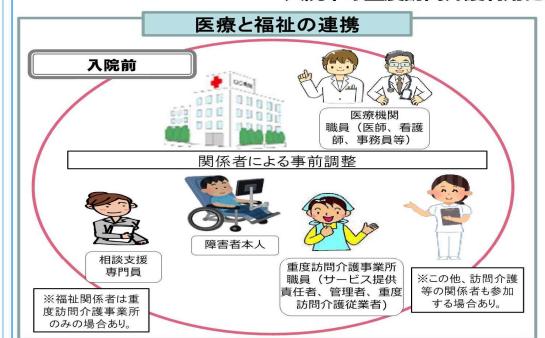
#### ②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算

300単位を加算(入院前に1回を限度)

#### 入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携(イメージ)



#### 【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1)障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
  - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
  - ·入院する障害者の障害特性等の伝達 (障害の状態、介護方法(例:体位変換、 食事、排泄)など)
  - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
  - ·重度訪問介護の制度(目的、内容)
- (2)医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
  - ・医療機関の入院規則
  - ・感染対策(体温等の確認、マスク装着の徹底)
- (3)医療機関と障害福祉サービス等の調整
  - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認 (コミュニケーション支援の範囲の確認)
  - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応(ベッド等の配置など)
  - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
  - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

20

# 居宅介護の見直し

- ■特定事業所加算の加算要件の見直し
  - 重度障害者対応要件(現行:区分5以上、喀痰吸引を要する者が30%以上)に、「重度障害児(重症心身障害児及び医療的ケア児)への対応」を追加
  - ・ 中重度障害者対応要件(現行:区分4以上、喀痰吸引を要する者が50%以上)に、「重度障害児(重症心身障害児及び医療的ケア児)への対応」を追加
- ■暫定措置の廃止
  - サービス提供責任者の要件のひとつに、「居宅介護職員初任者研修課程の修了者であって、 3年以上介護等の業務に従事したもの」という暫定措置が設けられていたが、これを廃止
  - 併せて、「居宅介護職員初任者研修課程の修了者をサービス提供責任者として配置し、当該 サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合、単位数の30% 減算する」措置も廃止

# 行動援護の見直し

- ■特定事業所加算の加算要件の見直し
  - 体制整備要件(現行:研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)に、「強度行動障がいを有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件」を追加
  - 人材要件(現行:介護福祉士等の割合、常勤従事者の割合)の選択肢に、「中核的人材育成研修を受講したサービス提供責任者の人数」を追加
  - 重度障害者対応要件(現行:区分5以上、喀痰吸引を要する者が30%以上)に、特に専門的 な支援技術を必要とする「行動関連項目18点以上の者への対応」を追加

# 行動援護従事者の資格要件について

#### 【サービス提供責任者】

- ① 行動援護従事者養成研修修了者 又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 かつ知的障がい者(児)もしくは精神障がい者の居宅介護等に3年以上従事した者
- ② 居宅介護のサービス提供責任者の要件を満たす者(介護福祉士等)であって、知的障がい者 (児)もしくは精神障がい者の居宅介護等に5年以上従事したもの

#### 【従業者】

- ① 行動援護従事者養成研修修了者 又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 かつ知的障がい者(児)もしくは精神障がい者の居宅介護等に1年以上従事した者
- ② 居宅介護職員初任者研修課程等の修了者であって、知的障がい者(児)もしくは精神障がい者の居宅介護等に2年以上従事したもの
- ★サ責、従業者の②の要件は経過措置(令和6年3月31日まで)であるが、今回の報酬改定で「令和9年3月31日まで」に延長

# 指定障害福祉サービス事業者等の 指導監査等について

#### 1 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査等について

#### 【目的】

指定事業者に対し、指定基準等(人員、設備、運営等)及び報酬基準等に基づく、給付費対象サービス等の内容及び給付費に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底するとともに、改善の必要があると認められる事項については、適切な助言及び指導を行い、給付費対象サービス等の質の確保の適正化を図ります。

#### 【指導について】

①方針

指定事業者に対し、法令等に定める給付費対象サービス等の取扱い及び給付費に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とします。

②指導の実施形態

指導には、以下の2種類があります

「集団指導」:毎年、県内全ての指定障害福祉サービス事業所等を対象として、講習会形式で行う

「実地指導」:個別に事業所等を訪問する等により、サービスの提供に関する書類の精査や、関係者

からの聞き取りを行う

(「実地指導」は定期的に行うほか、必要に応じて随時実施します。)

#### 【監査について】

#### ①方針

指定事業者が行う給付費対象サービス等の内容等について、指定取り消し処分等(障 害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に定める勧告、命令、指定の取消し及び期間を定めたその効力の全部若しくは一部の停止)に該当すると認められる場合若しくその疑いがあると認められる場合、又は給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とします。

#### ②監査の結果、指定基準違反等が認められた場合

「勧告、命令、指定の取消し等」を行います。 命令及び指定の取消し等は行政処分であるため、行政手続法第13条に基づき意見陳述を求めます。

#### 1 勧告

相当の期間を定めて、文書により基準の遵守について勧告することができる。これに従わなかった場合は公表することができる。

#### 2 命令

正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、期間を定めて勧告に係る措置をとるよう命令することができる。命令した場合は公示される。

#### ③ 指定の取消し等

命令に従わない及び指定取消等事由に該当する場合、指定取消し又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の 効力を停止することができる。

#### 4 監査中の事業廃止等に係る欠格事由

監査中に指定取消し処分を予想した事業者が処分逃れのために廃止届を提出した場合、法律に基づき他の事業所の指定・更新が拒否される。

## 2業務管理体制の整備及び確認検査

平成24年4月1日からの法改正により、指定事業者は、不正事案の未然防止の観点から、障害者総合支援法 及び児童福祉法の根拠条文ごとに、**事業運営の適正化を図るための業務管理体制(法令等順守体制)を整備し、** 届け出ることとなっています。

また、以下の項目に変更があった場合も届け出が必要です。

- 1、法人の種別、名称(フリガナ) 2、主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3、代表者氏名(フリガナ)、生年月日 4、代表者の住所、職名

5、事業所名称等及び所在地

- 6、法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8、業務執行の状況の監査の方法の概要

#### 【徳島県ホームページ】

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/2013122400151/

#### 【業務管理体制の整備について】

具体的には、全ての指定事業者において、事業所職員が法令遵守するための体制を確保できるよう、事業者 等内の各組織及び各従業者に対する周知徹底、法令遵守のチェック及びそれらに基づく評価について、**責任者 としての役割を担う「法令遵守責任者」を置く**ことが必要です。

また、開設する事業所等の数に応じて、法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記 載した「法令遵守規程」の整備、外部監査などによる「業務執行状況の監査」を行う必要があります。

#### 【業務管理体制に係る検査について】

業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、届出を受けた自治体において、定期的に**業務管理体制の確認検査(一般検査)**を行います。確認検査(一般検査)の結果、適正な業務管理体制を整備していない事実が認められた場合、必要な行政上の措置を行います。

そのほか、指定事業所の指定取消相当の事案が発覚した場合には、指定事業者の組織的関与の有無を確認するため、特別検査を実施します。組織的関与が確認された場合、連座制が適用されることとなります。

#### 1. 事業者が整備する業務管理体制

(障害者自立支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)



#### 3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(障害者自立支援法第51条の2、第51条の31、児童福祉法第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38、障害者自立支援法施行規則第34条の28、第34条の62、児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9)

届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

	区 分	届出先	
0	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会·接護局障害保健福 祉部企画課監査指導室)	
	特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを 行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村 内に所在する事業者	市町村	
(3)	①および②以外の事業者	都道府県	

# 実地指導における主な指摘事項等について (サービス共通)

# 1 処遇改善加算等の主な指摘事項

#### ①処遇改善加算の対象職員について

・処遇改善加算の対象は下記の対象職種に限定されているため、そのほかの 管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・看護師・理学療法士・作業療法士等は対象外。

#### 【参考】対象職種

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、<mark>障害福祉サービス経験者(★)、世話人、</mark> 職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービ ス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員

- ★障害福祉サービス経験者については、人員基準の見直しにより廃止することとしているが、2年間の経過措置を設けることとしているため、令和5年3月31日までに限り、対象職種とする。
  - →**令和5年度以降はその他職員となるため、処遇改善加算の対象外職種**となるほか、 特定処遇改善加算についても「Cグループ・その他職員」として運用してください。

#### ②処遇改善加算等の支給方法について

・処遇改善加算等は、労働と直接的な関係が認められる手当等により職員に対して支払われること。 よって、当該労働者の個人的事情により支給される手当

(住宅手当、通勤手当、扶養手当等) による支払いは実績に含めることができません。

- ・職員に対して賃金等の一部として支払われなければならず、職員のための備品購入等は対象外。
- ・超過勤務手当等、法定割増率が定められているものは処遇改善の実績に含めることができません。 また、法定割増率が定められている超過勤務手当等は処遇改善を行った場合増加するが、当該増加分も 超過勤務手当等であるため、実績に含むことはできません。

★ベースアップ加算については、「決まって毎月支払われる手当」により全体の2/3以上が支払われること。

#### ③運用に関する指摘事項について

- (1)給与の支給実態と規程が合致していなかったり、処遇遇改善等の配分についての明確な基準や根拠がないため、必要な整備を行ったうえで、全職員に周知したことが分かるように記録を整備して下さい。
- (2) キャリアパス要件や、職場環境要件を満たしていることが分かるよう、記録を残してください。

【例】

職場環境要件としてメンタルヘルス体制や多様な働き方の制度等が挙げられているが、 利用記録等が整備されていない。

### 2 運営に関する主な指摘事項について

- ①虐待防止及び身体拘束適正化委員会について
  - ・委員会構成員の責務や役割分担を明確にするとともに以下の責任者・担当者を決めておくこと。

虐待防止委員会 : **虐待防止責任者**及び**専任の虐待防止担当者** 

身体拘束適正化委員会:専任の身体拘束等の適正化対応策担当者

- ・委員会の開催にあたっては、参加職員や議題、委員会における決定事項等を記録を残すこと。
- ・委員会の開催結果を全職員に周知し、その記録を残すこと。
- ②虐待防止及び身体拘束適正化に係る研修について
  - ・研修を行った場合は、その記録を作成し、研修内容を従業者へ周知したことが分かるように管理すること。
  - ・新規採用職員研修では、障がい者虐待及び身体拘束適正化の研修を行うこと。
- ③身体拘束等の適正化のための指針について
  - ・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・身体拘束等の適正化のための指針に必要な項目を記載すること。
- ④運営規程における虐待防止の項目について
  - ・運営規程の虐待防止の項目に必要な事項を記載すること。

#### ⑤雇用関係について

★労働条件通知書や辞令書等により、当該職員が従事する職種(兼務職種を含む)を明確にすること。

- ・従業者(非常勤職員を含む)の秘密保持誓約書を整備すること。
- ⑥設備や掲示物について
  - ・荷物や用具等が、避難経路、非常出口、防火扉等を塞ぐなど、避難の妨げにならないようにすること。
  - ・カーテン類について、防炎加工の物を使用するか、防炎スプレー等により処理を行うこと。 (防炎スプレー等により処理を行う場合、処理した日や箇所の記録を残すこと。)
  - ・利用者から見えやすい場所に必要な掲示を行うこと。
- ⑦必要書類等の整備について
- ・必要書類等に関しては、長期保存に適した筆記用具を使用するとともに、必要事項をもれなく記入すること。
- ⑧届出・報告について
- ・報酬や加算の算定に必要な職員や、対象利用者に変更が生じる場合、 必要に応じて事前に「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(様式第5号) | により届け出ること。
- ・平面図や運営規程等を変更した場合、10日以内に届け出ること。
- ★サービス提供時間内に利用者に事故が発生した場合は速やかに都道府県・市町村等に連絡を行うとともに、 県に事故報告書を提出すること。また、事故やヒヤリハット報告を従業者に周知し、再発防止に努めること。18-

# 事故の報告について(訪問系除く)

サービス提供時に事故等が発生した場合は、速やかに家族等に連絡し、県及び市町村等に報告する必要があります。事故等が発生した場合は、各担当まで、電話等により第一報を行ってください。なお、報告を要する事故等は以下のとおり。

- ★死亡事故の他,転倒等に伴う骨折や出血,やけど,誤飲等サービス提供等(送迎や通院等の間も含む)の事故により,医療機関に通院又は入院したもの及びそれと同様の医療処置を行ったもの (事業者側の責任や過失の有無は問わない)
- ◆上記以外でも、トラブルになる恐れがある場合等
- ◆利用者が行方不明になったとき(外部の協力により捜索活動が必要となる場合)
- ◆従業者の法令違反等により、利用者の処遇に影響があるもの
- ◆食中毒及び感染症等の集団発生(速やかに保健所等にも報告し、適切に対応すること)
- ◆その他,報告が必要と認められるもの

#### 【徳島県ホームページ】

- (者) https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/5045936 (7) 事故報告
- (児) https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/2015100200296/- (5) 事故報告

# 実地指導における主な指摘事項等について (障がい者支援施設及び障がい福祉サービスのうち、 訪問系除く)

# 主な指摘事項について

①個別支援計画の作成について

②送迎について

③欠席時対応加算について

④食事提供体制加算について

# ①個別支援計画の作成について

個別支援計画の作成手順を順守すること。

【作成の流れ】

- ★個別支援計画の作成に関する業務はサービス管理責任者に担当させること。
  - ①利用者に<u>面接</u>してアセスメントを実施
  - ②個別支援計画の原案を作成
  - ③個別支援計画の作成に係る会議を開催する
  - ④②の個別支援計画の原案の内容について 利用者又はその家族等に説明し、文書により利用者の同意を得る
  - ⑤個別支援計画の交付する
  - ⑥サービス提供開始
  - ⑦定期的な面接により計画の実施状況の把握 (利用者に対する継続的なアセスメントを含む。「モニタリング」という)
  - ⑧定期的な計画の見直し(必要に応じ計画変更)

# 個別支援計画作成に関する注意点

- ① サービス管理責任者が作成(全ての作業を担当)すること
- ② 原案や計画作成に係る会議等の記録を残すこと。 (記録とは、日付・会議参加者・議題・会議結果等のこと。)
- ③ 原案の内容に対して、書面により利用者の同意を得ること。 (意思確認や署名が難しい場合、保護者等が代筆等を行うことは可能)
- ④ サービス提供開始前に計画を作成するとともに、 以後はサービス種別ごとに定められた頻度に応じて見直すこと。
  - ・少なくとも3か月に1回以上 就労移行支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、自立生活援助 ・少なくとも6か月に1回以上 上記以外のサービス
- ⑤ 前回の計画から変更がない場合等であっても、作成手順を省略せず、指定 基準に沿って作成したことが示せるよう、記録を残すこと。

# 計画の見直しと未作成減算について

(1) 個別支援計画未作成減算について 減算が適用される月から3月未満の月 →所定単位数の100分の70 減算が適用される月から連続して3月以上の月 →所定単位数の100分の50

(2)計画の見直し頻度と減算の整理について

○生活介護計画作成 4月15日(計画の有効期限 10月14日)

(例1)計画見直し 11月20日

①未作成の初月 : 10月

②未作成状態が解消されるに至った月:12月

→減算が適用される月:10月、11月

(例2)計画見直し 10月20日

①未作成の初月 : 10月

②未作成状態が解消されるに至った月:10月

→減算が適用される月:なし

★「少なくとも6ヶ月に1回以上」の見直しではないので、基準違反状態

# ②送迎について

- ・送迎場所について
  - (1) 原則は居宅と事業所間の送迎が対象となるが、居宅以外であっても、 事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となる。 この場合、事前に利用者と合意の上、特定の場所を定めておく必要がある。 →事前に書面で合意を得ること(個別支援計画への記載でも可)
  - (2) 利用者や事業所の都合により特定の場所以外への送迎を行う場合や、 居宅まで送迎を行う必要がある利用者について居宅まで送迎を行わない 場合には算定対象外。
  - (3) 病院や他事業所を利用するための移動は本来の送迎とは趣旨が異なるため、 送迎加算の算定対象外。

# ③欠席時対応加算について

- ・算定条件について
  - (1) 利用者がその利用を中止した日の前々日、前日又は当日の間に①~③を全て満たした場合、 算定可能(1回の相談援助で1回算定)
    - ①急病や風災害等を理由に中止の連絡がある
    - ②従業者が利用者またはその家族との連絡調整その他相談援助を行う
      - = 電話等により利用者の状況確認と、引き続きサービスの利用を促す
        - →次回利用日等の確認や、利用の促し
    - ③利用者の状況、相談援助の内容等(②の支援内容)を記録
  - (2) 併用先事業所との利用予定等が重複した場合、基本的には同日に異なる事業所が報酬を算定 することは想定していないので、利用者の連絡漏れ等を理由に加算の算定はできない。
  - (3) 欠席によるキャンセル料を利用者より徴収することとしている事業所は、算定できない (食材料費等に対するキャンセル料を除く)。
  - (4) 利用者が利用を中止した日に、事業所が休業した場合は算定できない。

# ④食事提供体制加算について

- (1) 食事提供体制加算対象者から徴収する食費について
  - →「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」 (平成18 年厚生労働省告示第545 号) に規定されているとおり、低所得者からは 食材料費に相当する額のみ徴収することができる。

例1:食費500円(食材料費180円、調理等にかかる費用320円)

※利用者から徴収できる食費は180円

例2:食費500円(食材料費220円、調理等にかかる費用280円)

※調理等にかかる費用(280円)は、は加算額300円より少なく20円余剰金が出るため、 加算対象者から徴収する食事代220円に充当→<u>利用者から徴収できる食費は**200円**</u>

(2) 1日に複数回食事の提供をした場合<u>複数回の算定は出来ない</u>。 (短期入所中に日中活動系サービスを利用した際に、日中活動系サービスでの算定は不可)

# 実地指導における主な指摘事項等について (施設入所支援・生活介護)

# 主な指摘事項について

①栄養マネジメント加算について

# ④栄養マネジメント加算について

・栄養ケア計画について

- (1)作成した栄養ケア計画については、入所者又はその家族に説明し、 その同意を得ること(同意を得たことが分かる記録を保管しておくこと)
- (2) 栄養状態のモニタリング及び体重測定の<u>記録を保管</u>しておくこと
- (3) 栄養マネジメント加算の算定は、 入所者又はその家族の<u>同意を得られた日から</u>開始すること

# 令和5年度集団指導

共同生活援助

# ●運営規程

- •利用者から徴収する費用の額の記載が「実費」となっている
- 体験利用を提供しているが、その記載がない

### 【参考】基準省令 第211条の3

四 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(解釈通知:体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。)

## ●勤務体制及び人員配置について

- ・従業員の出退勤を適切に管理できていない
- 非常勤職員の有給休暇も常勤換算に含めている

#### 【参考】基準省令 第212条

指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、<u>指定共同生活援助事業所ごとに</u>、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

(解釈通知:世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、 常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。)

### 【参考】人員に関する基準について2

#### 【利用者の数の算定方法】

前年度の平均利用者数を基礎に配置基準を求める。

前年度の平均利用者数=利用者延べ数÷開所日数(小数点第2位以下を切り上げ)

新規指定時:開始から6ヶ月未満は、利用定員の90%の利用者数

定員増加時:変更から6ヶ月未満は、前年度の平均利用者数+定員の変更分の90%の利用者数

※開始・定員増から6ヶ月以上は、直近の6ヶ月の平均利用者数(利用者延べ数÷6ヶ月間の開所日数)

定員減少時:変更後の実績が3ヶ月以上あるときは、減少後の平均利用者数(利用者延べ数÷3ヶ月間の

開所日数)

#### 【世話人及び生活支援員の配置】

世話人及び生活支援員については、事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定し、その時間帯以外の時間帯におけるサービスの提供に必要な員数を確保する。

=> 夜間の時間帯は、基準算定上に含めません。(夜間支援体制で評価)

#### 【他の職務との兼務】

〇 管理者

管理上支障がない場合は兼務が認められていて、同一事業所内の他の職務に従事する場合、同じ時間に双方の職務を行っているものとしてカウントすることができる。

〇 サービス管理責任者

サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必要な勤務時間数を確保し、兼務している職務と勤務時間数を分けて算入する。

〇 世話人・生活支援員

それぞれの職種について、勤務した時間数を分けて算入する。

## 【参考】人員に関する基準について3

〇平成19年12月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービスに係るQ&A VOL.2」

問6 看護師・理学療法士・作業療法士・生活支援員等の職員が、病欠や年休 (有給休暇等)・休職等により出勤していない場合、その穴埋めを行わなければな らないのか。

#### (答)

非常勤職員が上記理由等により欠勤している場合、その分は常勤換算に入れる ことはできない。しかし、常勤換算は一週間単位の当該事業所の勤務状況による ため、必ずしも欠勤したその日に埋め合わせる必要はなく、ほかの日に埋め合わ せをし、トータルで常勤換算上の数値を満たせば足りる。

また、常勤の職員が上記理由等により欠勤している場合については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることができる。

## ●利用者から徴収する費用等

- ・曖昧な名目による費用を徴収している
- •利用者から徴収した費用の精算をしていない

【参考】平成18年12月6日 障発第1206002号

障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて

- 2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準
- (2)介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない<u>曖昧な名</u> <u>目による費用の受領は認められない。</u>(お世話料、管理協力費、共益費、施設利 用補償金等)

# 【参考】グループホームにおける食材料費の取り扱い等について (事務連絡 令和5年10月20日)

記

食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、<u>精算して利用者に残額を返還する</u>ことや、<u>当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等</u>により、適正に取り扱う必要があること。

また、食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及び その変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費に収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

※食材料費のほか、光熱水費及び日用品費についてもこれに準ずる

## ●夜間支援体制加算

- ・夜間支援従事者の勤務実績に、生活支援員や世話人としての勤 務実績が含まれている
- ・夜間支援に関する記録が整備されていない(加算Ⅰ、Ⅱの場合)
- ・現在の入居者数と夜間支援対象者数を混同している

2024/3/19 共同生活援助 20

加算の種類	算定要件	算定単位	届出
夜間支援等体制加算(I)	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて必要 な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合 に算定	30~672単位/ 日	
夜間支援等体制加算(Ⅱ)	夜間支援従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて定期 的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制 を確保している場合に算定	15~112単位/ 日	要
夜間支援等体制加算(皿)	夜間利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常 時連絡体制が確保されている場合、または、警備会社と 委託契約を締結している場合に算定	10単位/日	

#### 【(Ⅰ)(Ⅱ)要件上の留意事項】

- 〇 夜間の時間帯
  - ・利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として設定する。 (午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含む)
  - ・この時間帯勤務した時間数は、従業者の配置基準上含めないこと。
- 〇 夜間支援従事者の配置
  - •夜間支援従事者は、夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置される必要があること。
  - ・複数の住居に居住する利用者に対して夜間支援を行う場合、配置されている住居とその他の住居が概ね 10分以内で移動出来る距離で、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるような連絡体制が確保 される必要があること。
- ○1人の夜間支援従事者が支援を行うことのできる利用者の数は、
  - ・複数の住居(5カ所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所)):20人まで。
  - •1か所の住居:30人まで。

#### 【(Ⅰ)(Ⅱ)算定上の留意事項】

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象者数に応じて算定する。 夜間支援対象者数とは、夜間支援を行う住居に入居している利用者の総数。 現に入居している利用者数ではなく、前年度の対象住居における平均利用者数。混同しがちなので、注意を。 ※ 令和3年度から利用者数の単位がより細分化されている。
- 1か所の住居において、2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合 <u>それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数(上記の平均利用者数)を按分して算定する。</u>
- ※ 算定にあたっては、小数点第1位を四捨五入。
- ※ 夜間支援対象者数の変更の場合は、前年度の平均利用者数に定員の変更分の 90%を加えたものを当該年度の夜間支援対象利用者数とする。

#### 【(皿)要件上・算定上の留意事項】

- 夜間防災体制・常時の連絡体制の内容は以下のア、イのいずれかに該当すること。
  - ア警備会社と委託契約をしている場合。
    - 警備会社に委託する際は、利用者の状況等について伝達しておくこと。
  - イ当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できる。
    - 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保される場合。
    - ・指定共同生活援助事業所の世話人及び生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託された ものにより連絡体制を確保している場合。(別途報酬により評価されている場合は算定対象外)
- ※緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに住居内の見やすい場所に掲示すること。
- 常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合、入居している利用者全員につき算定すること。

#### 【例1】

共同生活援助〇〇事業所は、住居A 定員6名、住居B 定員5名、住居C 定員4名を運営中。

- · 令和4年度の平均利用者数は、事業所全体で11.3名(住居Aが4.6名、住居Bが3.4名、住居Cが3.3名)
- ・現在の入居者は住居Aが6名、住居Bが2名、住居Cが4名おり、合計12名になっている。
- ・夜間支援は、住居Aと住居Bで夜間支援等体制加算(Ⅱ)を行っている。 夜間支援従事者は、宿直職員を住居Aに1名、住居Bに1名の合計2名を配置している。

この事業所が、令和5年度の体制届の夜間支援等体制加算を作成した場合.....?

住居Aの夜間支援対象者数 → 5名(4.6を四捨五入) 住居Bの夜間支援対象者数 → 3名(3.4を四捨五入)

夜間支援の対象者数及び夜間支援後事者 の配置状況	共同生活住居名	夜間支援の対象者数 (人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)					当該住居で想 定される夜間
			夜間支援従事者	夜間支援従事者 ②	夜間支援従事者 ③	夜間支援従事者 ④	夜間支援従事者 ⑤	支援体制(夜 勤·宿直)
	住居A	5	5					宿直
	住居B	3		3				宿直
	合計	8	5	3				

#### 【例2】

共同生活援助令令事業所は、**住居A 定員7名、住居B 定員5名**を運営中。

- ·令和4年度の平均利用者数は、事業所全体で10名(住居Aが6.5名、住居Bが3.5名)
- ・現在の入居者は住居Aが6名、住居Bが5名、合計11名となっている。
- ・住居Aと住居Bで夜間支援等体制加算(I)を行っている。 夜間支援従事者1名で、住居Aと住居Bをみている。

この事業所が、令和5年度の体制届の夜間支援等体制加算を作成した場合.....?

住居Aの夜間支援対象者数 → 7名(6.5を四捨五入) 住居Bの夜間支援対象者数 → 4名(3.5を四捨五入)

夜間支援の対象者支援び夜間 動力を で変しま者 の配置状況	共同生活住居名	夜間支援の対象者数 (人)	1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の数(人)					当該住居で想定される夜間
			夜間支援従事者	夜間支援従事者 ②	夜間支援従事者 ③	夜間支援従事者 ④	夜間支援従事者 ⑤	支援体制(夜 勤·宿直)
	住居A	7	7					夜勤
	住居B	4	4					夜勤
	合計	11	11					

# 【参考】夜間支援等体制加算に係る夜勤職員及び 宿直職員の取扱いについて

	夜勤	宿直			
勤務の態様	排尿介助、おむつの交換、寝返りの介助等	①常態としてほとんど労働する必要が無い勤務であり、 定時的な巡視、緊急時の文書又は電話の収受、非常 事態に備えた待機等。少数の入居者に対して行う排尿 介助、おむつの交換、検温等の軽度かつ短時間の作業 であること。要介護者を抱きかかえるなど身体に負担の かかる場合を含まないもの。介助作業が1勤務中に2 回を限度として、1回あたりの所要時間が通常10分程 度のものであること。 ②通常の勤務時間の拘束から解放されていること。 ③睡眠設備が設置されていること。			
労働時間	原則1週40時間、1日8時間の法定労働時間の範囲。超える場合は、労使協定を締結し届け出たうえで、割増賃金の支払いが必要 ※夜間支援等体制加算(I)の算定要件として、夜間及び深夜の時間帯(午後10時から午前5時まで)の少なくとも半分以上の時間を労働時間に含め、かつ夜勤手当を支給すること	左記に示すような労働時間の考え方による、労働時間 としてはみなされない			
休憩·休日	毎週1回の休日が必要。労働時間が6時間を超える場合には、一定の休憩時間を労働時間の途中に与える必要がある	休憩・休日の規程の適用はない			
手当	深夜の時間帯(午後10時~午前5時)の労働について割増 賃金の支払いが必要	深夜割増賃金を含む宿直手当の最低額は、事業所に おける同種の労働者に対して支払われている賃金の1 人1日平均額の3分の1を下回らないこと			
その他		別途、労働基準監督署への届出が必要			

# 令和5年度集団指導

就労系サービス

### ●サービス提供の記録

- サービスを提供した際は、提供日やその他必要な事項を その都度記録すること。
- サービス提供実績は、利用者から確認を得ること。

### ●施設外就労、施設外支援

- 本体施設には、管理者及びサービス管理責任者を配置すること。
- 施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。
- 施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、 完成された作業の内容に応じて算定すること。

【参考】就労移行支援、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について

●施設外就労 人員配置の考え方(平均利用者数18人、人員配置区分7.5:1の場合)

本体施設 利用者:12人



施設外就労先利用者:6名

#### 本体の配置人数

(18人 - 6人) ÷ 7.5 = 1.6 + 管理者・サビ管

施設外就労先

 $6 \div 7.5 = 0.8$ 

## 施設外支援に関する留意事項

- 職場実習(OJT)なので、利用者へ賃金の支払いはない。 企業等から好意で報酬的対価を受け取る際には、 昼食代や交通費等、高額でなければ差し支えない。
- ・企業等から受け取った報酬的対価を事業所から支払う場合、 福祉事業会計から「実習手当」のような形で昼食代や交通費等を 支払うこと。
- ・同日に施設外支援及び通常の施設利用を行った場合は、 施設外支援の実施日として扱うこと。

### ●欠席時対応加算

- ・欠席時対応加算を算定する際は、引き続き利用を促すなどの 相談援助をした記録を保管すること。
- 1回の相談援助で算定できるのは、1回までとすること。

(例:利用者Aさんから3月20日に21日、22日欠席すると連絡があった場合、算定できるのは21日のみ)

### ●在宅支援

- ・在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が 判断した利用者に対して、在宅サービスを提供すること。
- ・在宅利用者に対し、1日に2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等の その他の支援を行い、日報を作成すること。
- ・訪問・ICT機器の活用により、評価等を1週間に1回は行うこと。
- ・原則として月の利用日数のうち1回は、職員の訪問又は利用者による通所により、 訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

【参考】就労移行支援、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について

### ●賃金、工賃

- ・実際に作業・労働した時間通りに工賃・賃金を支給すること。
- ・賃金・工賃支給規定と支給実態とを合わせること。
- 利用者との雇用契約が適切に締結できていなかった。
  - →最低賃金の変更に伴う雇用契約、時間外労働の有無など



# 障害児通所支援

施設サービス指導担当



# 届出関係について

- 管理者や児童発達支援管理責任者(以下、児発管)の変更、事業所の 名称や場所の変更等指定時より変更があった場合
  - →変更届(変更があってから10日以内)
  - ※場所の変更については原則1月前

- 加算の取得状況に変更があった場合
  - →体制届 (**加算適応月の前月15日まで**)
- 休止届、廃止届
  - →休止または廃止する1月前までに届出

- ・利用者への説明
- ・引き続きサービスの利用を希望する利用者については、次の利用先を探す(相談にのる) ことが必要です。

## 常勤と常勤換算

- 常勤とは、「事業所で働くべき時間数に達している人」のこと。
  - (例) 1週間に40時間勤務する事業所であれば、4週で160時間働いている人が常勤となる。
- 常勤換算とは、従業者の延べ時間数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の因数を常勤の従業者の員数に換算する方法のこと。
- (例)加配加算の要件となっている「常勤換算1以上」とは、 4週で160時間勤務する事業所において、非常勤A(100時間)と非常勤B(80時間)勤務していた場合、

(100+80) ÷160=1.1となり、加算の要件を満たしていると判断する。

- ※変形労働制の場合は、1月の総労働時間で計算をする必要がある。
- ※勤務延べ時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が 勤務すべき勤務時間数を上限とすること。上限を超えての配置がないように注意してく ださい。

# 人員基準について

サービス提供時間を通じての配置が必要

- 児童発達支援センター:定員を4で除した数以上
- センター以外:定員10人までは2人。児童の数が10を超えて5またはその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上。
- 主に重心対応事業所:保育士または児童指導員1人、機能訓練担当職員 1人、看護師1人、嘱託医

- ※やむを得ず定員を超過してしまう日があった場合は、基準職員の配置を確実に行ってください。
- ※加配加算を算定している場合は、基準職員に<u>加えて</u>加配加算を算定している数(常勤換算)の配置が必要となるため注意してください。

# 人員基準について

- 基準配置職員の欠如:1割未満での欠如となると翌々月から欠如が解消 されるに至った月まで減算。1割以上の欠如となると、翌月から欠如が 解消されるに至った月まで減算となります。
- 児発管の欠如:翌々月から欠如が解消されるに至った月まで減算となります。

#### <u>※人員に欠如が出た段階で、加配加算の要件を満たさなくなるため、加配</u> 加算の算定はできません。

※児発管の欠如については、場合によって、個別支援計画の未作成減算の対象になるため、よく確認してください。(児発管の欠如減算より、個別支援計画の未作成減算の適応開始が早いため)



## 定員超過減算について

- 定員超過減算には、「1日あたりでの超過」「3か月平均での超過」の2つがあります。
- 1日あたりの利用児数が定員の**150**%を超えた場合
  - →当該1日について利用児全員につき減算

- 3ヶ月平均の利用児数が定員の**125**%を超えた場合
  - ・定員が11人以下の場合:3ヶ月の利用児の延べ数が定員に3を加えた数に開所日数を乗じて得た数を超過している場合
  - →当該1月間について利用児全員につき減算

## 保育所等訪問支援について

■ 「保育所等訪問支援」は「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」とは別のサービスです。

- 訪問支援員と「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の直接 処遇を兼務している従業者がいる場合、「保育所等訪問支援」に従事 している時間は、「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の 従事時間に含めることができません。
- 「保育所等訪問支援」に従事した時間を明確に管理してください。

## 送迎について



- 送迎加算を算定する場合、送迎したことがわかる記録の整備が必要です。
- 自宅、学校等への場所以外に送迎にいく場合は、<u>あらかじめ特定の場所を決め、保護者に同意を得ることが必要</u>です。(※同意を得たことがわかるものを保管しておくこと)
- 重症心身障がい児の送迎で加算を算定する場合は、<u>運転手に加えて直接</u> 業務に従事するものを1人以上配置する必要があります。
- R5.4.1より、3列シート以上の送迎車を運行する場合は、<u>安全装置の装</u>備が義務付けられています。2列シート以下の車両については、安全装置の装備は義務付けられていませんが、<u>児童の所在確認</u>を行う義務があります。
- ※原則、サービス提供時間中に児発管が送迎業務を行うことはできません。

## 学校休業日について

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)
- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は 臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)
- なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。
  - ※詳細については、学校または教育委員会に確認をしてください。

# 加算の算定について

- 保護者の同意が必要なもの
  - ・家庭連携加算
  - · 関係機関連携加算
  - ・事業所内相談支援加算
  - ・送迎を自宅と学校以外で行う場合等



#### 加算についての留意事項

- ・最終的な支給決定権者は市町村となります。
- ・個別の事案、例外的な取り扱いについては、対象となる児童の支給決定をしている市町村確認 をしてください。



※原則、紙面等で同意が確認できるようにすること。 個別支援計画に盛り込むのでも可。

## 欠席時対応加算について

- 急病等、利用者の要因により利用予定日の前々日、前日又は当日に利用中止の連絡があった場合において、利用者の状況を確認し、引き続き利用を促すなどの相談援助を行い、当該利用者の状況や相談援助の内容を記録した場合にのみ算定可能。必要事項は必ず記載すること。
- 次回の促しをしたことが分かる記録を残すこと。
- 1回の電話連絡で算定は<u>1回</u>とすること



- ・連絡を受付けた日時
- •連絡者
- ・欠席する日
- ・欠席理由
- ・相談援助
- ・次回の利用の促し

•••等

# 実地指導における主な指摘事項について(訪問系サービス)

徳島県保健福祉部 障がい福祉課 在宅サービス指導担当

## 居宅介護等計画、契約書、重要事項説明書等

#### ■居宅介護等計画書

- ・ 提供サービス名称等が介護保険の名称となっているため、適切な障害福祉サービスの名称に 修正すること
- ・ 記載する法律名称を現行の名称(障害者総合支援法)に修正すること
- ・ アセスメント、モニタリングを適切に実施し、書面に記録しておくこと
- 計画書に、身体介護、家事援助等のサービス種別ごとに具体的な支援内容を記載すること
- ・ 外出を伴う支援について、主な目的地や外出時移動手段等を記載すること

#### ■ 契約書・重要事項説明書

- ・サービス名が介護保険や移動支援など、障害福祉サービス以外の事業についての記載となっているため、提供している障害福祉サービスの内容に修正すること
- ・ 記載する法律名称を現行の名称に修正すること

## サービス提供記録、介護給付費の請求・通知

- ■サービスの提供記録
  - サービスの提供記録について、修正を要する場合は見え消し修正を行う等、訂正したことを 明確にすること
  - 身体介護、家事援助等、サービス種別ごとに具体的な内容を記載すること(入浴、調理等)
  - ・外出を伴う支援を行った場合、外出時の目的地や移動手段、所要時間等、具体的な介助内容を記載すること
  - 買い物代行等の外出支援において金銭の預かりが生じた場合、預り金の金額、利用者に返還した金額等、具体的な内容を記録すること
- ■介護給付費の請求、法定代理受領通知
  - 介護保険併用の利用者について、介護保険と障害福祉サービスで重複して請求していた
    - ※ 請求が重複していてもシステムエラーが出ないため、過誤調整を行った事例あり
  - ・ 法定代理受領により市町村から当該サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合、利用者に対し介護給付費の額を通知すること(利用者から自己負担を受領していない場合も同様)

#### 利用者の受給資格の確認等

- 受給資格の確認
  - ・サービスを提供するときは、当該サービスの内容、契約支給量等を利用者の受給者証に記載し、受給者証の写しを保管しておくこと
- ■相談支援事業所との連携
  - ・サービスの提供に当たっては、相談支援事業所と密接に連携し、相談支援事業所が作成する サービス等利用計画を定期的に確認し、個別支援計画に反映すること
  - ※ 今回の報酬改定で「<u>個別支援計画を計画相談支援事業所にも交付しなければならない</u>」と する基準が新設
- ★受給者証や利用計画の確認を怠った結果、支給決定や利用計画にないサービス提供を したことで、過誤調整を行った事例あり(特に2人介護のケース)

#### 虐待を防止するための措置

- 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)
  - ・ 事業所において<u>虐待防止委員会を定期的に(少なくとも年1回)開催</u>し、<u>議事録等の記録を</u> 作成し、従業員に周知すること
  - ・ 法人内の他の事業所と合同で開催することや、定期ミーティングや身体拘束適正化委員会等、 他の会議と兼ねて開催することも可能
- 虐待の防止のための研修の定期的な実施
  - ・ 従業者全員に対し、障がい者虐待防止を啓発する研修を定期的に(少なくとも年1回)実施すること
  - 厚労省が作成している研修資料や、県が実施する「障がい者虐待防止・権利擁護研修」の資料をご活用ください。
- 参考資料(厚生労働省HP)
  - ・ 障害者虐待防止法に関する通知・手引き
    - https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html
  - 令和5年度障がい者虐待防止・権利擁護研修資料(虐待防止委員会に関する内容を含む)
     https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu 00017.html

## 自主点検表の活用

適切なサービスを提供するために、事業者・事業所が自主的に法令、基準や国・県の通知等に適合しているか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

自主点検表を活用して、定期的に点検を実施してください。

#### 【県HP】 (自主点検表掲載)

「市町村障がい福祉主管課担当者等説明会・障がい福祉サービス事業所等説明会及び令和5年度集団指導について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7237280/

## その他

#### 変形労働時間制について

- ・1ヶ月単位の変形労働時間制を採用する場合の「常勤」「非常勤」の考え方
- ①【常勤の勤務すべき時間数について】

各法人又は事業所で定めた「**就業規則」が根拠**となります。従業者が 10 人未満のため就業規則の作成義務がない場合でも、障害者総合支援法上、常勤換算を算定するための根拠として必要であるため、常勤者の勤務日、勤務時間に関する就業規則に準じた定めを作成する必要があります。

- ②【変形労働時間制を採用した場合の常勤について】
  - ・ 変形労働時間制を採用している場合、同じ勤務条件の常勤者であっても、シフトによって一定期間の労働時間の合計数が異なることが考えられます。
  - この場合、「勤務形態一覧表」を作成する**当該月**における労働時間の最も多い人の時間数を常勤の勤務

すべき時間数として当該月の常勤換算の算定に用いることとします。

1か月の	法定労働時間の総枠													
曆日数	週平均40時間の場合	週平均44時間の場合												
31日	177.1 時間	194.8 時間												
30日	171.4 時間	188.5 時間												
29日	165.7時間	182.2 時間												
28日	160.0 時間	176.0 時間 233												

- ・勤務一覧表を作成する際の注意点
- ①職員が、病欠や年休(有給休暇等)・休職等により出勤していない場合 (1)常勤職員の場合 期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤として勤務したも のとして常勤換算に含めることができる。
  - (2) 非常勤職員の場合 非常勤職員が欠勤している場合、その分は常勤換算に入れることは できない。
    - (常勤換算算定期間内の別日に埋め合わせをし、トータルで常勤換算上の数値を満たすことは可能。)
- ②祝日や事業所の休業日等、<u>常勤の職員が勤務を要しない日</u>がある場合 該当日への勤務時間を記入する必要はなく、「4週の合計」欄や「週平 均の勤務時間」欄も合計時間が少ないままで記載することが可能。

- ・勤務一覧表の参考例(変形労働時間制採用事業所・一ヶ月31日) ①A:当該月における労働時間が最も多い職員(=基準となる常勤職員)
- →週平均の勤務時間:176時間/31日×7=39.7時間
- ②B: 2日休暇を取得した常勤職員 →休日は常勤として勤務したものとみなす=常勤換算1 0
- ③C:非常勤職員として月144時間の勤務実績
- → 3 2. 5 時間 (C)/3 9. 7 時間 (A)=常勤換算 0. 8
- ④D:非常勤職員として月128時間の勤務実績(2日の休暇は勤務実績外)
  - →28.9時間 (D)/39.7時間 (A)=常勤換算0.7
- ⑤E:非常勤職員として月144時間の勤務実績(2日の休暇、2日追加勤務)
  - → 3 2 5 時間 (F)/3 9 7 時間 (A) = 堂勤換質 0 8

7 5 2. 5 时间(L// 5 5. 7 时间(A/ 一 市 到1关异 0. 6																																			
職種 勤務形態 氏名		第1週						第2週							第3週							第4週					П	第5週			<u> </u>	週平均			
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	2 1	13 1	4 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の合 計	の勤務	常勤換算後 の人数		
		月	火	水	木	金	±	В	月	火	水:	木 3	<u> </u>	±Ε	月	火	水	未	金	±	В	月	火	水	$\star$	金 .	±	目	月	火	水		時間	V//\X	
生活支援員	常勤・専従	А	8	8			8	8	8		8	8	8		8 8	В	8	8		8	8	8	8		8	8	8	8		8		8	176	39.7	1.0
生活支援員	常勤・専従	В	休	休	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8			8	8		8	8		T	8	8		176	39.7	1.0
生活支援員	非常勤・専従	С	8	8		8	8			8	8		8	8		8	8		8	8			8	8		8	8		П	8		8	144	32.5	0.8
生活支援員	非常勤・専従	D	休	休		8	8			8	8		8	8		8	8		8	8			8	8		8	8			8		8	128	28.9	0.7
生活支援員	非常勤・専従	E	休	休		8	8			8	8	8	8	8		8	8		8	8			8	8	8	8	8			8		8	144	32.5	0.8

# 補足給付の基準費用額について

補足給付の基準費用額

=補足給付費 + 負担限度額(実費負担)

※入所施設が利用者から徴収できるのは補足給付の基準費用額(R6.4月より55,500円)から補足給付費を差し引いた金額まで

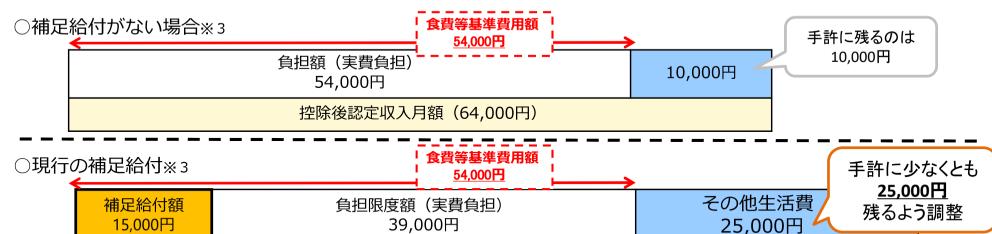
#### 補足給付の基準費用額の見直し

#### 現行制度(20歳以上の障害者の場合)

○ 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少な くとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額(54,000円)※1から所得に応じた負担限度額を控除した額を補 足給付として支給する。 ※1 食事・光熱水費にかかる平均費用

	補足給付の額	
控除後認定収入額(※2)が 66,667円を超える場合	(月額)54,000円-負担限度額(月額) 負担限度額(月額)=(66,667円-その他生活費の額)+(控除後認定収入額-66,667円) ×50%	
控除後認定収入額が 66,667円以下の場合	(月額)54,000円-負担限度額(月額) 負担限度額(月額) = 控除後認定収入額-その他生活費の額	
生活保護受給者	(月額)54,000円	

※2 一月における、収入から税、社会保険料、就労収入を控除した額



控除後認定収入月額(64,000円)

※3 入所施設対象者(60歳未満、控除後認定収入額(月額 64,000円)の場合)

#### 基準費用額の見直し

○ 基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。

# 周知事項①

■ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、 設備及び運営に関する基準等の一部改正において、

「指導訓練室」が「発達支援室」に改められます。

■ 基準の改定による名称変更となるため、本件については、**変更届の提出は不要**です。

# 周知事項②

■ 関係機関(保育所、学校等)より、事業所が行っている送迎 に関する相談、苦情が多くなっています。

■ 関係機関と送迎時の打ち合わせをしていただいているかと思いますが、送迎を行っている事業所においては、関係機関との連携を密にとり、関係機関が困ることがないよう、今一度、送迎時のルールの確認をお願いいたします。

#### よろしくお願いします

